

(参考)

増改築等工事証明書通知比較表

(傍線を付した部分は改正部分)

令和4年通知	現行通知
<p>住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第7項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p>	<p>住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項及び第19条の11の3第1項から第6項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p>
<p>今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）等の改正により、新たに、次の措置が講じられたところである。</p>	<p>今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）の改正により、新たに、次の措置が講じられたところである。</p>
<p>①令和4年1月1日以後居住分は、住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度のうち、<u>法第41条の3の2に規定する「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（リフォーム促進税制（ローン型）」の延長は行われず、法第41条の19の3に規定する「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除制度（リフォーム促進税制（投資型）」に統合された（新リフォーム促進税制）。</u>新リフォーム促進税制においては、従来のリフォーム促進税制（投資型）の控除対象限度額・控除率（10%）による税額控除に加え、一定の要件の下で、次に掲げる金額の合計額（注）の5%に相当する金額を税額控除できるとされた。</p> <p>a 当該対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限る。）の合計額</p> <p>b 当該対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額 <u>（注）リフォーム促進税制（投資型）又は法第41条の19の2に規定する耐震改修特別控除制度の対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000万円から当該金額（当該金額が各制度の控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）</u></p>	<p>① <u>家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（以下「耐久性向上改修工事」という。）に係る所得税の税額控除制度が創設された。</u></p> <p>② <u>省エネ改修工事に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を行っていない場合でも、改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合に限り、居室の窓の断熱性を高める工事を含む工事がこれらの特別控除の適用対象となる省エネ改修工事に追加された。</u></p> <p>③ <u>既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る証明書（地方公共団体の長以外の証明主体が発行するものに限る。）が、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に係る証明書に統合された。</u></p>
<p>②住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度のうち、<u>省エネ改修工事に係るものについて、以下のとおり見直された（全窓要件の緩和）。</u></p>	

a 省エネ特定改修工事特別控除制度について、従来、工事要件として原則「全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事」を行うこととされていたところ、当該要件が「窓の断熱性を高める工事」を行うことに見直された。

b 住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事のうち、令第26条第33項第6号に規定する工事（第6号工事）について、従来、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上上がり、かつ、断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となる場合に限り、aと同様の全窓要件の緩和が適用されることとされていたところ、当該要件のうち「改修後の住宅全体の断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となること」の要件を廃止し、「改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上上がること」の要件を満たした場合に全窓要件の緩和措置が適用されることとなった。

③住宅ローン控除制度において、法第74条の3に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の対象となる家屋と要件が共通するものとして、新たに「買取再販住宅」の区分が創設された。

上記①（新リフォーム促進税制の創設関係）については、昭和63年建設省告示第1274号等の一部を改正し、上記②（全窓要件の緩和関係）については、平成21年国土交通省告示第379号、平成20年国土交通省告示第513号等の一部を改正し、上記③（買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度関係）については、令和4年国土交通省告示第423号を制定したところである。

これらを踏まえ、本通知を定めることとしたので、令和4年国土交通省告示第417号により改正された昭和63年建設省告示第1274号に規定する増改築等の工事に係る証明に関して下記事項に十分留意するよう配意願いたい（本通知中の法、令及び規則については、令和4年4月1日現在の条文で掲載している）。

なお、住宅の増改築等を行い、令和4年1月1日前に居住の用に供する場合の増改築等工事証明書の証明事務の取扱いについては、「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項及び第19条の11の3第1項から第6項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議

上記①（耐久性向上改修工事関係）については、令第26条の4第9項及び第26条の28の5第22項の規定に基づき平成29年国土交通省告示第279号を、令第26条の28の5第11項の規定に基づき平成29年国土交通省告示第280号を、それぞれ制定し、上記②（省エネ改修工事関係）については、平成20年国土交通省告示第513号の一部、平成21年国土交通省告示第379号の一部及び平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号の一部を、それぞれ改正し、これらの告示の制定及び改正と併せて、③（証明書の統合関係）について、平成18年国土交通省告示第464号の一部及び昭和63年建設省告示第1274号の一部を、それぞれ改正したところである。

これらを踏まえ、本通知を定めることとしたので、平成29年国土交通省告示第278号により改正された昭和63年建設省告示第1274号に規定する増改築等の工事に係る証明に関して下記事項に十分留意するよう配意願いたい（本通知中の法、令及び規則については、平成29年4月1日現在の条文で掲載している）。

なお、「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の2第1項並びに第19条の11の3第1項から第5項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について（平成28年4月1日付け）」及び「租税特別措置法第41条の19の2第1項に基づく住宅耐震改修証明書について（平成25年8月8日付け）」の通知は廃止する。

して定める書類に係る証明について（平成29年4月7日付け国住政第6号・国住生第20号・国住指第28号。最終改正：令和3年3月30日付け国住政第90号・国住生第699号・国住指第4466号）」を参照されたい。

貴職におかれては、貴団体会員に対しても本通知を周知願いたい。
なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1. 住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事について

(1) 住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用対象となる工事について

住宅の新築、取得又は増改築等を住宅ローンを利用して行った場合の特別控除制度（以下「住宅ローン控除制度」という。）のうち、住宅の増改築等に係る同制度の適用対象となる増改築等の工事は、国内で行われるもので、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、21.以降を参照のこと。）。

① 第1号工事

令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第1号工事」という。）

② 第2号工事

令第26条第33項第2号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（①に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第2号工事」という。）

(i) 令第26条第33項第2号イに規定するその区分所有する部分の床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）

(ii) 令第26条第33項第2号イに規定するその区分所有する部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）

(iii) 令第26条第33項第2号ロに規定するその区分所有する部分の間仕切壁

貴職におかれては、貴団体会員に対しても本通知を周知願いたい。
また、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1. 住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事について

住宅の新築、取得又は増改築等を住宅ローンを利用して行った場合の特別控除制度（以下「住宅ローン控除制度」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、国内で行われるもので、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20.以降を参照のこと。）。

(1) 第1号工事

令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「第1号工事」という。）

(2) 第2号工事

令第26条第28項第2号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（(1)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第2号工事」という。）

① 令第26条第28項第2号イに規定するその区分所有する部分の床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）

② 令第26条第28項第2号イに規定するその区分所有する部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）

③ 令第26条第28項第2号ロに規定するその区分所有する部分の間仕切壁(主

(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。)(以下「間仕切の過半の修繕又は模様替」という。)

(iv) 令第26条第33項第2号ハに規定するその区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)(以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。)

③ 第3号工事

令第26条第33項第3号に規定する家屋(②の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(①又は②に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第3号工事」という。)

④ 第4号工事

令第26条第33項第4号に規定する家屋について行う建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替(①～③に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第4号工事」という。)

⑤ 第5号工事

令第26条第33項第5号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(①～④に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第5号工事」という。)

⑥ 第6号工事

令第26条第33項第6号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替(①～⑤に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事」という。)

(要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。)(以下「間仕切の過半の修繕又は模様替」という。)

④ 令第26条第28項第2号ハに規定するその区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)(以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。)

③ 第3号工事

令第26条第28項第3号に規定する家屋(②の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(①又は②に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第3号工事」という。)

④ 第4号工事

令第26条第28項第4号に規定する家屋について行う建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替(①～③に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第4号工事」という。)

⑤ 第5号工事

令第26条第28項第5号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(①～④に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第5号工事」という。)

⑥ 第6号工事

令第26条第28項第6号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替(①～⑤に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第6号工事」という。)

※ なお、平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、国土交通省が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替が対象となる。

(2) 買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用対象となる宅地建物取引業者が行う工事について

法第 41 条第 1 項に規定する買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用にあたっては、取得された住宅が宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号) 第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者 (以下単に「宅地建物取引業者」という。) により、法第 41 条第 20 項に規定する特定増改築等 (以下単に「特定増改築等」という。) が行われたものである必要がある。この特定増改築等の工事は、次に掲げるもの (当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。) であること等につき規則で定めるところにより証明がされたものである (当該証明については、21. 以降を参照のこと。)

① 第 1 号工事

令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替 (以下「住宅ローン控除制度 (買取再販住宅の取得) に係る第 1 号工事」といい、(1)①の住宅ローン控除制度 (増改築等) に係る第 1 号工事と合わせて単に「第 1 号工事」という。)

② 第 2 号工事

令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 (①に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度 (買取再販住宅の取得) に係る第 2 号工事」といい、(1)②の住宅ローン控除制度 (増改築等) に係る第 2 号工事と合わせて単に「第 2 号工事」という。)

- (i) 床の過半の修繕又は模様替
- (ii) 階段の過半の修繕又は模様替
- (iii) 間仕切の過半の修繕又は模様替
- (iv) 壁の過半の修繕又は模様替

③ 第 3 号工事

令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号に規定する家屋 (②の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。) のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替 (①又は②に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度 (買取再販住宅の取得) に係る第 3 号工事」といい、(1)③の住宅ローン控除制度 (増改築等) に係る第 3 号工事と合わせて単に「第 3 号工事」という。)

④ 第4号工事

令第42条の2の2第2項第4号に規定する家屋について行う建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（①～③に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第4号工事」といい、(1)④の住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第4号工事と合わせて単に「第4号工事」という。）

⑤ 第5号工事

令第42条の2の2第2項第5号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（①～④に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第5号工事」といい、(1)⑤の住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第5号工事と合わせて単に「第5号工事」という。）

⑥ 第6号工事

令第42条の2の2第2項第6号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕若しくは模様替（①～⑤に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事」といい、(1)⑥の住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事と合わせて単に「第6号工事」という。）

⑦ 第7号工事

令第42条の2の2第2項第7号に規定する家屋について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第2項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該家屋の瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第5項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約が締結されているものに限り、①～⑥に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第7号工事」という。）

2. 耐震改修に係る特別控除制度の適用対象となる既存住宅及び工事について

(1) 耐震改修特別控除制度の適用対象となる既存住宅

法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修（以下「住宅耐震改修」という。）をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐震改修特別控除制度」という。）の適用対象となる既存住宅は、以下の要件を満たすものである。

2. 耐震改修に係る特別控除制度の適用対象となる既存住宅及び工事について

(1) 耐震改修特別控除制度の適用対象となる既存住宅

法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修（以下「住宅耐震改修」という。）をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐震改修特別控除制度」という。）の適用対象となる既存住宅は、以下の要件を満たすものである。

① 耐震改修特別控除制度の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること。

② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること。

③ 現行の耐震基準（建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 8 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。以下同じ。）に適合しないものであること。

(2) 耐震改修特別控除制度の適用対象となる工事

耐震改修特別控除制度の適用対象となる住宅耐震改修は、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、21.以降を参照のこと。）。

なお、住宅耐震改修が3.の高齢者等居住改修工事等、4.の一般断熱改修工事等又は5.の多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、3.のバリアフリー特定改修工事特別控除制度、4.の省エネ特定改修工事特別控除制度又は5.の同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、住宅耐震改修が6.の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、6.耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできないが、当該住宅耐震改修が6.の対象住宅耐震改修に該当する場合にあっては、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額を含めることとされている（対象住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに所得要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。）。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

さらに、住宅耐震改修が令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する工事（住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第 1 号工事～第 6 号工事。以下「その他の工事」という。）と同時に実施される場合は、法第 41 条の 19 の 3 第 7 項に規定する所得税額の特別控除（以下「その他工事等特別税額控除制度」という。）と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

3. バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

① 耐震改修特別控除制度の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること。

② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること。

③ 現行の耐震基準（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は耐震改修促進法第 8 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。以下同じ。）に適合しないものであること。

(2) 耐震改修特別控除制度の適用対象となる工事

耐震改修特別控除制度の適用対象となる住宅耐震改修は、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記 20.以降を参照のこと。）。

なお、住宅耐震改修が3.(2)の高齢者等居住改修工事等、4.(2)の一般断熱改修工事等又は5.(2)の多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、3.(2)のバリアフリー特定改修工事特別控除制度、4.(2)の省エネ特定改修工事特別控除制度又は5.(2)の同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、住宅耐震改修が6.(2)の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、6.(2)耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできないが、当該住宅耐震改修が6.(2)の「対象」住宅耐震改修に該当する場合にあっては、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額を含めることとされている（対象住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに年収要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。）。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

3. バリアフリー改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

(1) バリアフリー改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第 26 条の 4 第 4 項に規定する家屋について行う高齢者等が自立した日常

生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「バリアフリー改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、上記1.(1)～(6)の工事のうち、同項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下(1)において「バリアフリー改修促進税制に係る高齢者等居住改修工事等」という。）を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20. 以降を参照のこと。）。

なお、バリアフリー改修促進税制に係る高齢者等居住改修工事等が4.(1)の特定断熱改修工事等、5.(1)の特定多世帯同居改修工事等又は6.(1)の特定耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、バリアフリー改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、4.(1)の省エネ改修促進税制、5.(1)の同居改修促進税制又は6.(1)の耐久性向上改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

(2) バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

法第41条の19の3第1項に規定するバリアフリー改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「バリアフリー特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、同項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下(2)において「バリアフリー特定改修工事特別控除制度に係る高齢者等居住改修工事等」といい、平成26年3月31日までに居住の用に供する場合には、当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含むものとし、以下(1)のバリアフリー改修促進税制に係る高齢者等居住改修工事等と合わせて単に「高齢者等居住改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20. 以降を参照のこと。）。

なお、バリアフリー特定改修工事特別控除制度に係る高齢者等居住改修工事等が住宅耐震改修、4.(2)の一般断熱改修工事等、5.(2)の多世帯同居改修工事等又は6.(2)の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、4.(2)の省エネ特定改修工事特別控除制度、5.(2)の同居特定改修工事特別控除制度又は6.(2)の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の

法第41条の19の3第1項に規定するバリアフリー改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「バリアフリー特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、同項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下「高齢者等居住改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、21. 以降を参照のこと。）。

なお、高齢者等居住改修工事等が住宅耐震改修、4. の一般断熱改修工事等、5. の多世帯同居改修工事等又は6. の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、4. の省エネ特定改修工事特別控除制度、5. の同居特定改修工事特別控除制度又は6. の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許

されない。また、高齢者等居住改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

4. 省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

省エネ改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「省エネ特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、以下のとおりである（当該証明については、21.以降を参照のこと。）。

- ① 令第26条の28の5第16項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修

工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。

4. 省エネ改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

(1) 省エネ改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の4第7項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「特定断熱改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合又は同条第19項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「断熱改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「省エネ改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、それぞれ特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20.以降を参照のこと。）。なお、平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、断熱改修工事等は、国土交通省が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）をいう。

なお、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等が高齢者等居住改修工事等、5.(1)の特定多世帯同居改修工事等又は6.(1)の特定耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、省エネ改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、バリアフリー改修促進税制、5.(1)の同居改修促進税制又は6.(1)の耐久性向上改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

(2) 省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

省エネ改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「省エネ特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、以下のとおりである（当該証明については、下記20.以降を参照のこと。）。

- ① 令第26条の28の5第15項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修

繕又は模様替（以下「一般断熱改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

- ② 令第26条の28の5第18項に規定する法第41条の19の3第10項第2号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。
- ③ 令第26条の28の5第20項に規定する法第41条の19の3第10項第3号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

なお、一般断熱改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等又は5.の多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、省エネ特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度又は5.の同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、一般断熱改修工事等が6.の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合、省エネ特定改修工事特別控除制度は、6.の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる標準的な費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。さらに、一般断熱改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

5. 同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

繕又は模様替（以下「一般断熱改修工事等」といい、平成26年3月31日までに居住の用に供する場合には、当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

- ② 令第26条の28の5第17項に規定する法第41条の19の3第11項第1号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。
- ③ 令第26条の28の5第19項に規定する法第41条の19の3第11項第1号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

なお、一般断熱改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等又は5.(2)の多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、省エネ特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度又は5.(2)の同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、一般断熱改修工事等が6.(2)の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合、省エネ特定改修工事特別控除制度は、6.(2)の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

5. 同居改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

(1) 同居改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の4第8項に規定する家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「特定多世帯同居改修工事等」という。）を含む増改

築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「同居改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、特定多世帯同居改修工事等を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記 20. 以降を参照のこと。）。

なお、特定多世帯同居改修工事等が高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は 6. (1) の特定耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、同居改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、バリアフリー改修促進税制、省エネ改修促進税制又は 6. (1) の耐久性向上改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

(2) 同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

同居改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「同居特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第 26 条の 28 の 5 第 21 項に規定する家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下「多世帯同居改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記 20. 以降を参照のこと。）。

なお、多世帯同居改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は 6. (2) の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、同居特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度又は 6. (2) の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。

6. 耐久性向上改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

(1) 耐久性向上改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第 26 条の 4 第 9 項に規定する家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「特定耐久性向上改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「耐久性向上改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、特定断熱

同居改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「同居特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第 26 条の 28 の 5 第 22 項に規定する家屋について行う他の世帯との同居するのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下「多世帯同居改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、21. 以降を参照のこと。）。

なお、多世帯同居改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は 6. の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、同居特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度又は 6. の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、多世帯同居改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

6. 耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記 20. 以降を参照のこと。）。

また、特定耐久性向上改修工事等に該当するためには、当該増築、改築、修繕又は模様替が、①特定断熱改修工事等と併せて行われること、②第1号工事、第2号工事又は第3号工事のいずれかに該当すること、及び③認定長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条第1項に規定する「認定長期優良住宅建築等計画」をいう。以下同じ。）に基づくものであることの要件を全て満たす必要がある。

なお、上記①の要件との関係上、耐久性向上改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、省エネ改修促進税制と必ず併せて適用されることとなるが、同一の工事を複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。また、特定耐久性向上改修工事等が高齢者等居住改修工事等又は特定多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐久性向上改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、バリアフリー改修促進税制又は同居改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

(2) 耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

耐久性向上改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐久性向上特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第22項に規定する家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（以下「耐久性向上改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記 20. 以降を参照のこと。）。

また、耐久性向上改修工事等に該当するためには、当該増築、改築、修繕又は模様替が、①(i)対象住宅耐震改修（法第41条の19の3第6項に規定する「対象住宅耐震改修」をいう。以下同じ。）、(ii)対象一般断熱改修工事等（法第41条の19の3第3項に規定する「対象一般断熱改修工事等」をいう。以下同じ。）、又は(iii)対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行われること、及び②認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることの要件を全て満たす必要がある。ここで、「対象住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに年収要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。

なお、上記①(i)～(iii)の要件との関係上、耐久性向上改修工事等は対象住宅耐

耐久性向上改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐久性向上特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第23項に規定する家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（以下「耐久性向上改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、21. 以降を参照のこと。）。

また、耐久性向上改修工事等に該当するためには、当該増築、改築、修繕又は模様替が、①(i)対象住宅耐震改修（法第41条の19の3第4項に規定する「対象住宅耐震改修」をいう。以下同じ。）、(ii)対象一般断熱改修工事等（法第41条の19の3第2項に規定する「対象一般断熱改修工事等」をいう。以下同じ。）、又は(iii)対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行われること、及び②認定長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づくものであることの要件を全て満たす必要がある。ここで、対象住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに所得要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。

なお、上記①(i)～(iii)の要件との関係上、耐久性向上改修工事等は対象住宅耐

震改修又は対象一般断熱改修工事等と必ず併せて行われることとなるが、耐久性向上特定改修工事特別控除制度は耐震改修特別控除制度又は省エネ特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる標準的な費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。また、耐久性向上改修工事等が高齢者等居住改修工事等又は多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度はバリアフリー特定改修工事特別控除制度又は同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。さらに、耐久性向上改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

7. (略)

8. 第2号工事に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

(1) 床の過半の修繕又は模様替

床の過半について行う修繕又は模様替とは、個人又は宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る床面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の床の全床面積の過半であることをいう。

(2) 階段の過半の修繕又は模様替

階段の過半について行う修繕又は模様替とは、個人又は宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る水平投影面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の階段の全水平投影面積の過半であることをいう。

(3) 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替

① 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替とは、個人又は宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る壁の室内に面する部分の壁面の水平投影長さが、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の壁面の全水平投影長さの過半であることをいう。

②・③ (略)

耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と必ず併せて行なわれることとなるが、耐久性向上特定改修工事特別控除制度は耐震改修特別控除制度又は省エネ特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。また、耐久性向上改修工事等が高齢者等居住改修工事等又は多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度はバリアフリー特定改修工事特別控除制度又は同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

7. (略)

8. 第2号工事に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

(1) 床の過半の修繕又は模様替

床の過半について行う修繕又は模様替とは、個人が行う修繕又は模様替に係る床面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の床の全床面積の過半であることをいう。

(2) 階段の過半の修繕又は模様替

階段の過半について行う修繕又は模様替とは、個人が行う修繕又は模様替に係る水平投影面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の階段の全水平投影面積の過半であることをいう。

(3) 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替

① 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替とは、個人が行う修繕又は模様替に係る壁の室内に面する部分の壁面の水平投影長さが、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の壁面の全水平投影長さの過半であることをいう。

②・③ (略)

9. (略)

10. 第4号工事又は住宅耐震改修に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かに基づいて判断するものとする。

現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かの判断に関しては、例えば、当該工事が行われた結果、

- ・木造住宅にあっては、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること
- ・マンション等にあっては、(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が1.0以上であること又は(一財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されること

が確認されれば、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

また、耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合させることが必要となる。

11. 第5号工事又は高齢者等居住改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成19年国土交通省告示第407号(以下11.及び17.(2)において「平成19年告示」という。)及び平成26年国土交通省告示第434号(以下11.において「バリアフリー告示」と総称する。)において、第5号工事及び高齢者等居住改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

9. (略)

10. 第4号工事又は住宅耐震改修に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かに基づいて判断するものとする。

現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かの判断に関しては、例えば、当該工事が行われた結果、

- ・木造住宅にあっては、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること
- ・マンション等にあっては、(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は(一財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されること

が確認されれば、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

また、耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合させることが必要となる。

11. 第5号工事又は高齢者等居住改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成19年国土交通省告示第407号(以下11.及び16.(2)において「平成19年告示」という。)において、第5号工事及び高齢者等居住改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

第5号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、高齢者等居住改修工事等を行った場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用を受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、バリアフリー告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

(1)～(8) (略)

12. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について

平成20年国土交通省告示第513号（以下12.において「平成20年告示」という。）において住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事に該当する改修工事について、平成26年国土交通省告示第435号（以下12.において「平成26年告示」という。）において住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に該当する改修工事について、それぞれ規定されている。

住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事に該当する工事を行った場合は、住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、宅地建物取引業者が住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に該当する工事で一定の要件を満たすものを行った一定の家屋を取得した場合は、買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。

住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事、又は②(i)居

第5号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、高齢者等居住改修工事等を行った場合は、バリアフリー改修促進税制における2%の控除率の適用又はバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用のいずれかを受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、平成19年告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

なお、高齢者等居住改修工事等のうち、バリアフリー改修促進税制における2%の控除率の適用対象となるものには、平成19年告示には掲げられていない工事であっても、平成19年告示に規定する工事（以下11.において「本体工事」という。）が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下11.において「一体工事」という。）を含むこととされており、浴槽の取替えに伴って行う給排水設備の移設、玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取付けやスロープの設置など、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事、本体工事と同時に行われるもの（ただし、昇降機の設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものを除く。）を一体工事として取り扱うものとする。

(1)～(8) (略)

12. 第6号工事、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成20年国土交通省告示第513号（以下12.において「平成20年告示」という。）において、第6号工事、断熱改修工事等及び特定断熱改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

第6号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、断熱改修工事等を行った場合は、省エネ改修促進税制における1%の控除率の適用を、特定断熱改修工事等を行った場合は、同税制における2%の控除率の適用を受けることができる。

第6号工事又は特定断熱改修工事等に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓、又は

室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(3)の各要件を満たす工事を行う必要がある。住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に該当するためには、(i)全ての居室の全ての窓若しくは、(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは、(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(4)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)（買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度については(1)）の各要件を満たす工事である必要がある。

- (1) 改修を行う各部位がいずれも平成 28 年省エネルギー基準相当以上の省エネルギー性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等	
イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事 (別表3の8地域を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事にあっては、平成20年告示別表1-1-1の基準値以下 住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事にあっては、平成26年告示別表1-1-1の基準値以下
別表3の8地域 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置 <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事にあっては、平成20年告示別表1-1-2に該当 住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事にあっては、平成26年告示別表1-1-2に該当
	熱貫流率
ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事	平成20年告示別表1-2の基準値以下
ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事	平成20年告示別表1-3の基準値以下

(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(3)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

断熱改修工事等に該当するためには、(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する工事で、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事である必要がある。

なお、工事を行い、平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、第6号工事及び断熱改修工事等については、(2)の要件を満たすことは不要である。

- (1) 改修を行う各部位がいずれも平成 28 年省エネルギー基準相当以上の省エネルギー性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率
① 窓の断熱性を高める工事等	
イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事 (別表3-2の8地域又は別表3-3の8地域を除く。)	平成20年告示別表1-1-1の基準値以下
別表3-2の8地域又は別表3-3の8地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事	平成20年告示別表1-1-2に該当
	熱貫流率
ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事	平成20年告示別表1-2の基準値以下
ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事	平成20年告示別表1-3の基準値以下

	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事にあっては、平成20年告示別表2の基準値以下 住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事にあっては、平成26年告示別表2の基準値以上 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事にあっては、平成20年告示別表3の基準値以上 住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事にあっては、平成26年告示別表3の基準値以上
③壁の断熱性を高める工事		<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事にあっては、平成20年告示別表3の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成20年告示別表4の基準値以上） 住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事にあっては、平成26年告示別表3の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成26年告示別表4の基準値以上）
④床等の断熱性を高める工事		<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事にあっては、平成20年告示別表3の基準値以上 住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事にあっては、平成26年告示別表3の基準値以上

備考

(i) ①から④までの工事（①イの「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った

	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事	平成20年告示別表2の基準値以下	平成20年告示別表3の基準値以上
③壁の断熱性を高める工事		平成20年告示別表3の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成20年告示別表4の基準値以上）
④床等の断熱性を高める工事		平成20年告示別表3の基準値以上

備考

(i) ①から④までの工事（①イの「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った

場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

- ①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）
- ②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井
- ③の工事 外気等に接する壁
- ④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）第 1 項(1)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

- ①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）
- ②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井
- ③の工事 外気等に接する壁
- ④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成 29 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合にあっては、土間床等）を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）第 1 項(1)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

※ 平成 29 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）附則 5(1)イからホまでに掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- ・ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

(ii)～(iv) (略)

(2) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が以下のとおり上がると認められること。

住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級*が現状から一段階相当（例：等級2→等級3、等級3→等級4）以上上がると認められること。

平成20年告示第2項第1号に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており（別表3に掲げる地域区分及び改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じて、改修を行うべき部位の組み合わせが異なる。）、その内容は別表4に示す全ての組み合わせである。

※ 断熱等性能等級について

平成20年告示においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級により、改修工事前の住宅の断熱等性能等級を区分している。

・ 日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」

断熱等性能等級	相当する省エネルギー基準
等級4	平成28年省エネルギー基準 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号） ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号） ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）

(ii)～(iv) (略)

(2) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が以下のとおり上がると認められること。

① 平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合の取扱い

工事を行い、平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、第6号工事及び断熱改修工事等について本要件は不要である。

② 第6号工事

住宅ローン控除制度における第6号工事については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級*が現状から一段階相当（例：等級2→等級3、等級3→等級4）以上上がると認められること。

平成20年告示第2項第1号に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており（別表3-2又は別表3-3に掲げる地域区分及び改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級（平成27年3月までに居住の用に供した場合にあっては、省エネルギー対策等級。以下同じ。）に応じて、改修を行うべき部位の組み合わせが異なる。）、その内容は別表4に示す全ての組み合わせである。

※ 断熱等性能等級について

告示においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級により、改修工事前の住宅の断熱等性能等級を区分している。

・ 日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」

断熱等性能等級	相当する省エネルギー基準
等級4	平成28年省エネルギー基準 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号） ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号） ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）

等級3	平成4年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通商産業省・建設省告示第2号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成4年建設省告示第451号）
等級2	昭和55年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（昭和55年通商産業省・建設省告示第1号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（昭和55年建設省告示第195号）
等級1	昭和55年省エネルギー基準に満たないもの

※ 昭和55年省エネルギー基準及び平成4年省エネルギー基準は、現在廃止されている。

※ なお、断熱等性能等級は、日本住宅性能表示基準において上記の等級のほか、等級4を超える等級として、等級5、等級6及び等級7が設けられている。

(3) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることを。

(4) 改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級4以上、又は②一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となること。

13. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について
(1) 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について平成21年国土交通省告示第379号（以下13.及び17.(3)において「平成21年

等級3	平成4年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通商産業省・建設省告示第2号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成4年建設省告示第451号）
等級2	昭和55年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（昭和55年通商産業省・建設省告示第1号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（昭和55年建設省告示第195号）
等級1	昭和55年省エネルギー基準に満たないもの

※ 昭和55年省エネルギー基準及び平成4年省エネルギー基準は、現在廃止されている。

③ 断熱改修工事等

省エネ改修促進税制における断熱改修工事等については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当（例：等級2→等級3）以上上がると認められること。（④に該当するものを除く。）

平成20年告示第4項に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており、その内容は別表4における「改修後の断熱等性能等級」が「等級2」及び「等級3」である組み合わせである。

④ 特定断熱改修工事等

省エネ改修促進税制における特定断熱改修工事等については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が平成28年省エネルギー基準相当となると認められること。

平成20年告示第3項第1号に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており、その内容は別表4における「改修後の断熱等性能等級」が「等級4」である組み合わせである。

(3) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることを及び改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級4、又は②一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となること。

13. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について
(1) 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について平成21年国土交通省告示第379号（以下13.及び16.(3)において「平成21年

年告示」という。)において、一般断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、①(i)窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する工事で、改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となる必要がある。

具体的には改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

		熱貫流率	
①窓の断熱性を高める工事等			
窓の断熱性を高める工事 (別表3の8地域を除く。)	平成21年告示別表1-1の基準値以下		
別表3の8地域 窓の日射遮蔽性を高める工事	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置 平成21年告示別表1-2に該当		
		熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事		平成21年告示別表3の基準値以上	
③壁の断熱性を高める工事	平成21年告示別表2の基準値以下	平成21年告示別表3の基準値以上(鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成21年告示別表4の基準値以上)	

告示」という。)において、一般断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(7)の要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(7)及び(i)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する工事で、次の(7)の要件を満たす工事である必要がある。

(7) 改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

		熱貫流率	
①窓の断熱性を高める工事等			
全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事 (別表3-2の8地域又は別表3-3の8地域を除く。)	平成21年告示別表1-1の基準値以下		
別表3-2の8地域又は別表3-3の8地域 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置 平成21年告示別表1-2に該当		
		熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事		平成21年告示別表3の基準値以上	
③壁の断熱性を高める工事	平成21年告示別表2の基準値以下	平成21年告示別表3の基準値以上(鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成21年告示別表4の基準値以上)	

④床等の断熱性を高める工事

平成 21 年告示別表 3
の基準値以上

備考

(i) ②から④までの工事は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事 外気等に接する壁

④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）第 1 項(1)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

④床等の断熱性を高める工事

平成 21 年告示別表 3
の基準値以上

備考

(i) ①から④までの工事（①の「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）

②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事 外気等に接する壁

④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成 29 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合にあっては、土間床等）を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）第 1 項(1)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

※ 平成 29 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用

<p>(ii) ②から④までの工事については、平成 21 年告示別表 3 において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表 1 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。</p> <p>また、平成 21 年告示別表 4 において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表 2 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。</p> <p>(iii) ②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。</p> <p>(2) エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について</p> <p>① エネルギー使用合理化設備</p> <p>租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5 第 18 項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号）において、エネルギー使用合理化設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表 13-1 に掲げる機器である。</p> <p>表 13-1 エネルギー使用合理化設備の機器概要 (略)</p>	<p>の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）附則 5 (1)イからホまでに掲げる部分）を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位 ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁 ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの ・ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分 ・ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分 <p>(ii) ①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。</p> <p>(iii) ②から④までの工事については、平成 21 年告示別表 3 において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表 1 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。</p> <p>また、平成 21 年告示別表 4 において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表 2 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。</p> <p>(iv) ②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。</p> <p>(4) <u>改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がること及び改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級 4、又は②一次エネルギー消費量等級が等級 4 以上かつ断熱等性能等級が等級 3 となること。</u></p> <p>(2) エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について</p> <p>① エネルギー使用合理化設備</p> <p>租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5 第 10 項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号）において、エネルギー使用合理化設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表 13-1 に掲げる機器である。</p> <p>表 13-1 エネルギー使用合理化設備の機器概要 (略)</p>
---	--

② 太陽光発電設備

租税特別措置法第 41 条の 19 の 3 第 10 項第 1 号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成 21 年経済産業省告示第 68 号）において、太陽光発電設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表 13-2 に掲げる機器であり、当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 10kW 未満であるもので、以下の条件を満たすものである。

- (i) 当該太陽電池モジュールの変換効率（太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。）が、表 13-3 の左欄に掲げる太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該右欄に定める値以上であるもの。
- (ii) 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を（一財）電気安全環境研究所から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの
- (iii) 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の 80%以上の出力が製造事業者（太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下(iii)において同じ。）によって出荷後 10 年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者（太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。）が実施する体制を整備しているもの

なお、(i)・(ii)の条件を満たす太陽電池モジュールの型式は JPEA 代行申請センターの太陽光パネル型式リスト (<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA>) に掲載されているので、証明の際は参考とされたい。（ただし、リスト内の機器のうち 10kW 未満のもののみが対象。また、(iii)の条件については、製造事業者や販売業者に確認すること。）。

表 13-2 太陽光発電設備の機器概要 (略)

表 13-3 太陽電池モジュールの種類毎の変換効率の値 (略)

③ 特殊工事

太陽光発電設備を設置する際に、表 13-4 のとおり特殊な工事が必要となる場合は、その工事に要した費用を断熱改修標準的費用額に含めることができる。なお、当該特殊工事に該当するか否かについては、施工業者の判断により、当該特殊工事を施工することが必要と認められ、かつ施工写真等で当該

② 太陽光発電設備

租税特別措置法第 41 条の 19 の 3 第 4 項第 1 号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成 21 年経済産業省告示第 68 号）において、太陽光発電設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表 13-2 に掲げる機器であり、当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 10kW 未満であるもので、以下の条件を満たすものである。

- (i) 当該太陽電池モジュールの変換効率（太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。）が、表 13-3 の左欄に掲げる太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該右欄に定める値以上であるもの。
- (ii) 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を（一財）電気安全環境研究所から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの
- (iii) 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の 80%以上の出力が製造事業者（太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下(iii)において同じ。）によって出荷後 10 年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者（太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。）が実施する体制を整備しているもの

なお、(i)～(iii)の条件を満たす太陽電池モジュールの型式は（一社）太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センターの HP (<http://www.j-pec.or.jp/>) の適合機種一覧に掲載されているので、証明の際は参考とされたい。

表 13-2 太陽光発電設備の機器概要 (略)

表 13-3 太陽電池モジュールの種類毎の変換効率の値 (略)

③ 特殊工事

太陽光発電設備を設置する際に、表 13-4 のとおり特殊な工事が必要となる場合は、その工事に要した費用を税額控除の対象限度額に含めることができる。なお、当該特殊工事に該当するか否かについては、施工業者の判断により、当該特殊工事を施工することが必要と認められ、かつ施工写真等で当該

特殊工事を施工したことが証明できるものを対象とする。
(i)～(v) (略)

表 13-4 特殊工事一覧 (略)

上記①から③までに該当する設備の取替え又は取付けに係る工事が、エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当する。なお、増改築等工事証明書の「太陽熱利用冷温熱装置の型式」、「潜熱回収型給湯器の型式」、「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」、「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」、「ガスエンジン給湯器の型式」、「エアコンディショナーの型式」、「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該設備の設置工事を行った場合に限り記載すること。

14. 第7号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かの判断基準について

平成26年国土交通省告示第436号(以下14.において「第7号工事告示」という。)において、第7号工事に該当する改修工事について規定されている。

第7号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かは、第7号工事告示に従い、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

① 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具に係る工事

② 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分に係る工事

なお、第7号工事の要件のうち、当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約が締結されているかどうかの確認については、本通知に基づく証明内容に含まれておらず、別途、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険付保証明書について、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人が宅地建物取引業者から交付を受ける必要があることに留意されたい。

15. 多世帯同居改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

平成28年国土交通省告示第585号(以下15.及び17.(4)において「平成28年告示」という。)において、多世帯同居改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

多世帯同居改修工事等を行った場合は、同居特定改修工事特別控除制度の適

特殊工事を施工したことが証明できるものを対象とする。
(i)～(v) (略)

表 13-4 特殊工事一覧 (略)

上記①から③までに該当する設備の取替え又は取付けに係る工事が、エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当する。なお、増改築等工事証明書の「太陽熱利用冷温熱装置の型式」、「潜熱回収型給湯器の型式」、「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」、「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」、「ガスエンジン給湯器の型式」、「エアコンディショナーの型式」、「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該設備の設置工事を行った場合に限り記載すること。

14. 同居改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

平成28年国土交通省告示第585号(以下14.及び16.(4)において「平成28年告示」という。)において、特定多世帯同居改修工事等及び多世帯同居改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

特定多世帯同居改修工事等を行った場合は、同居改修促進税制における2%

用を受けることができる。

多世帯同居改修工事等に該当するか否かは、平成28年告示に従い、以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

また、平成28年告示に規定するとおり、同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる増改築等は、調理室、浴室、便所又は玄関を「増設」する工事であるため、既存の調理室、浴室、便所又は玄関を同じ場所で「改修」する工事は、同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる増改築等には含まれない。

(1) 調理室を増設する工事

台所流し（給排水設備に接続されているものに限る。）及びガスコンロ（ガス栓に接続されているものに限る。）若しくはIHクッキングヒーター（電気設備に接続されているものに限る。）又はこんろ台（こんろ台付近にガスコンロの用に供するガス栓又はIHクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されているものに限る。）の設置工事であるものをいう。

そのほか、ミニキッチンを設置する工事も含まれる。ここで、ミニキッチンとは、平成28年告示において、「台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいう」とされており、台所流し及びこんろ台が存することが必須である。また、同告示において、「一体として組み込まれた既製の小型ユニット」と規定されているとおり、

の控除率の適用を、多世帯同居改修工事等を行った場合は、同居特定改修工事特別控除制度の適用をそれぞれ受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、平成28年告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

この場合において、平成28年告示に規定する工事（以下14.において「本体工事」という。）は、器具設置工事及び付帯工事で構成されるものとする。ここで、「器具設置工事」とは、他の世帯との同居をするのに必要な器具の設置工事であって、これがなければ本体工事に該当しないものをいい、「付帯工事」とは、器具設置工事に付帯して通常行われると考えられる工事をいう。

また、平成28年告示に規定するとおり、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる増改築等は、調理室、浴室、便所又は玄関を「増設」する工事であるため、既存の調理室、浴室、便所又は玄関を同じ場所で「改修」する工事は、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる増改築等には含まれない。

なお、特定多世帯同居改修工事等には、平成28年告示には掲げられていない工事であっても、本体工事が行われる設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下14.において「一体工事」という。）を含むこととされている。このため、浴室を増設する工事に伴って行う脱衣所の増設工事など、本体工事と一体のものとして効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時に行われるものは、特定多世帯同居改修工事等の一体工事として取り扱うものとする。ただし、便所外の手洗いの設置工事その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものは除くこととする。

(1) 調理室を増設する工事

① 器具設置工事

調理室を増設する工事における器具設置工事は、台所流し（給排水設備に接続されているものに限る。）及びガスコンロ（ガス栓に接続されているものに限る。）若しくはIHクッキングヒーター（電気設備に接続されているものに限る。）又はこんろ台（こんろ台付近にガスコンロの用に供するガス栓又はIHクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されているものに限る。）の設置工事とする。

調理室を増設する工事における器具設置工事には、ミニキッチンを設置する工事も含まれる。ここで、ミニキッチンとは、平成28年告示において、「台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいう」とされており、台所流し及びこんろ台が存することが必須である。また、同告示において、「一体として組み込まれた既製の

ミニキッチンとは、一般的なシステムキッチンとは異なり、原則として現場での組み立てなどが不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね 1,500mm 以下のものをいう。ただし、ミニキッチンの機能や使用の場面が補助的であることなどから、ミニキッチン有する調理室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、ミニキッチン有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチン有する調理室）がある場合にのみ、同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

(2) 浴室を増設する工事

給排水設備及び給湯設備（既存の給湯器を含む。）に接続されている浴槽又はシャワー設備の設置工事であるものをいう。ただし、シャワーの機能や使用の場面が補助的であることなどから、浴槽がなくシャワー専用の浴室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、浴槽を有する浴室がある場合にのみ、同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

小型ユニット」と規定されているとおり、ミニキッチンとは、一般的なシステムキッチンとは異なり、原則として現場での組み立てなどが不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね 1,500mm 以下のものをいう。ただし、ミニキッチンの機能や使用の場面が補助的であることなどから、ミニキッチン有する調理室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、ミニキッチン有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチン有する調理室）がある場合にのみ、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

② 付帯工事

調理室を増設する工事における付帯工事として、給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、その他工事が想定される。ただし、躯体工事、建具等の除却工事は含まれない。

増設に係る調理室が食事室兼調理室や居間兼食事室兼調理室となる場合は、照明設備工事、内装・下地工事及びその他工事に要する費用については、食事室兼調理室や居間兼食事室兼調理室の面積に占める調理室の面積により按分するものとする。

③ 一体工事

調理室を増設する工事に係る一体工事として、調理室を増設する工事で併せて行う食器収納庫又は食料品貯蔵庫の設置工事（増設に係る調理室又はこれに隣接して設置されるものに限る。）、作り付け食器棚の設置工事、ビルトイン食器洗浄機の設置工事が想定される。

(2) 浴室を増設する工事

① 器具設置工事

浴室を増設する工事における器具設置工事は、給排水設備及び給湯設備（既存の給湯器を含む。）に接続されている浴槽又はシャワー設備の設置工事とする。ただし、シャワーの機能や使用の場面が補助的であることなどから、浴槽がなくシャワー専用の浴室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、浴槽を有する浴室がある場合にのみ、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

② 付帯工事

浴室を増設する工事における付帯工事として、給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事（浴室乾燥設備及び浴室空調設備を含む。）、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、浴室内の手洗い・タオル掛け・手すり等の設置工事、その他工事が想定される。ただし、ジャグジーやミストサウナの設置工事、浴室テレビ・オーディオの設置工事、躯体工事、建具等の除

<p>(3) 便所を増設する工事</p> <p><u>便器設置工事であるものをいう。</u>便器設置工事には、洗浄便座や暖房便座の機能を有するものも含まれるが、小便器のみの設置工事は含まれない。</p> <p>(4) 玄関を増設する工事</p> <p><u>玄関ドア及び玄関土間の設置工事であるものをいう。</u>ただし、調理室等に附属する勝手口の設置工事、外側から鍵のかからない出入口の設置工事は含まれない。</p> <p>(5) 調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数ある場合</p> <p>同居特定改修工事特別控除制度の適用を受けるためには、平成28年告示本文の規定のとおり、多世帯同居改修工事等をした家屋の自己居住用部分に、調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数箇所存する</p>	<p><u>却工事は含まれない。</u></p> <p>③ 一体工事</p> <p><u>浴室を増設する工事に係る一体工事として、浴室を増設する工事で併せて行う脱衣所の設置工事が想定される。</u></p> <p>(3) 便所を増設する工事</p> <p>① 器具設置工事</p> <p><u>便所を増設する工事における器具設置工事は、便器設置工事とする。</u>便器設置工事には、洗浄便座や暖房便座の機能を有するものも含まれるが、小便器のみの設置工事は含まれない。</p> <p>② 付帯工事</p> <p><u>便所を増設する工事における付帯工事として、給排水設備工事、電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、便所内の手洗い・トイレトペーパーホルダー・タオル掛け・手すり・収納等の設置工事、その他工事が想定される。ただし、躯体工事、建具等の除却工事は含まれない。</u></p> <p>③ 一体工事</p> <p><u>便所を増設する工事に係る一体工事に、便所外の手洗い設置工事は含まれない。</u></p> <p>(4) 玄関を増設する工事</p> <p>① 器具設置工事</p> <p><u>玄関を増設する工事における器具設置工事は、玄関ドア及び玄関土間の設置工事とする。ただし、調理室等に附属する勝手口の設置工事、外側から鍵のかからない出入口の設置工事は含まれない。</u></p> <p>② 付帯工事</p> <p><u>玄関を増設する工事における付帯工事として、木工事、ガラス工事、開口部の躯体工事、電気工事、照明設備工事（天井灯やフットライト等を含む。）、内装・下地工事、上層階玄関等への外階段設置工事、下駄箱・インターホン・手すり等の設置工事、その他工事が想定される。ただし、開口部以外の躯体工事、建具等の除却工事は含まれない。</u></p> <p>③ 一体工事</p> <p><u>玄関を増設する工事に係る一体工事として、郵便受けの設置工事が想定される。</u></p> <p>(5) 調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数ある場合</p> <p><u>同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用を受けるためには、平成28年告示本文の規定のとおり、特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした家屋の自己居住用部分に、調理室、浴室、便所又は玄関</u></p>
--	---

ことが必要である。また、同居特定改修工事特別控除制度の対象となるのは、調理室、浴室、便所又は玄関を「増設」する工事である。

このため、多世帯同居改修工事等と同居特定改修工事特別控除制度との関係を例示すると以下のとおりとなる。

<事例1>

改修工事の内容；調理室及び便所を増設する工事

(工事前) 調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

(工事後) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

この場合、調理室及び便所を増設する工事が同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

<事例2>

改修工事の内容；調理室を増設する工事

(工事前) 調理室1箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

(工事後) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

この場合、調理室を増設する工事が同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

<事例3>

改修工事の内容；調理室及び便所を「改修」する工事

(工事前) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

(工事後) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

この場合、同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。ただし、便所を改修する工事が高齢者等居住改修工事等に該当する場合は、当該工事はバリアフリー特定改修工事特別控除制度の対象となる。

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数箇所存するとの要件(以下「2室複数要件」という。)は、多世帯同居改修工事等をした家屋の「自己居住用部分」で充たす必要がある。ここで、自己居住用部分には、本人が自ら居住する部分に加え、同居する他の世帯が主として使用する部分であるが本人も行き来でき使用することが可能である部分も含まれる。一方で、壁等で家屋内が区切られており、本人が家屋内で行き来することができない部分は、自己居住用部分には含まれない。この観点から、いわゆる「離れ」や「隣居」については、これらが調理室・浴室・便所を有しており、機能的に既存住宅と独立している場合は、基本的に同居特定改修工事特別控除制度の対象とならない。ただし、この場合であっても、壁・屋根を有する渡り廊下でつながっ

のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数箇所存することが必要である。また、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となるのは、調理室、浴室、便所又は玄関を「増設」する工事である。

このため、特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等と同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度との関係を例示すると以下のとおりとなる。

<事例1>

改修工事の内容；調理室及び便所を増設する工事

(工事前) 調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

(工事後) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

この場合、調理室及び便所を増設する工事が同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

<事例2>

改修工事の内容；調理室を増設する工事

(工事前) 調理室1箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

(工事後) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

この場合、調理室を増設する工事が同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

<事例3>

改修工事の内容；調理室及び便所を「改修」する工事

(工事前) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

(工事後) 調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

この場合、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。ただし、便所を改修する工事が高齢者等居住改修工事等に該当する場合は、当該工事はバリアフリー改修促進税制又はバリアフリー特定改修工事特別控除制度の対象となる。

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数箇所存するとの要件(以下「2室複数要件」という。)は、特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした家屋の「自己居住用部分」で充たす必要がある。ここで、自己居住用部分には、本人が自ら居住する部分に加え、同居する他の世帯が主として使用する部分であるが本人も行き来でき使用することが可能である部分も含まれる。一方で、壁等で家屋内が区切られており、本人が家屋内で行き来することができない部分は、自己居住用部分には含まれない。この観点から、いわゆる「離れ」や「隣居」については、これらが調理室・浴室・便所を有しており、機能的に既存住宅と独立している場合は、基本的に同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象とならない。ただし、こ

ており、構造上・外観上一体であると判断される場合には対象となり得る。

したがって、当該家屋に店舗や事務所等の自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、当該部分における調理室、浴室、便所又は玄関は、2室複数要件を判断する際には含まれないこととなる。なお、自己居住用部分で2室複数要件を充たしていたとしても、自己居住用以外の用に供する部分における改修工事については、工事費の割合に応じて控除額を按分し、控除の対象から除外されている（平成28年国土交通省告示第585号及び20.を参照のこと。）。これらの取扱いを例示すると以下のとおりとなる。

<事例4>

改修工事の内容；店舗部分に調理室及び便所を増設する工事

（工事前）調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所

（工事後）調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室1箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所

この場合、自己居住用部分で2室複数要件を充たさないため、同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。

<事例5>

改修工事の内容；自己居住用部分に調理室を増設し、店舗部分に便所を増設する工事

（工事前）調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所

（工事後）調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室2箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所

この場合、自己居住用部分で2室複数要件を充たさないため、同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。

<事例6>

改修工事の内容；店舗部分に便所を増設する工事

（工事前）調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所

の場合であっても、壁・屋根を有する渡り廊下でつながっており、構造上・外観上一体であると判断される場合には対象となり得る。

したがって、当該家屋に店舗や事務所等の自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、当該部分における調理室、浴室、便所又は玄関は、2室複数要件を判断する際には含まれないこととなる。なお、自己居住用部分で2室複数要件を充たしていたとしても、自己居住用以外の用に供する部分における改修工事については、工事費の割合に応じて控除額を按分し、控除の対象から除外されている（平成28年国土交通省告示第585号及び下記19.を参照のこと。）。これらの取扱いを例示すると以下のとおりとなる。

<事例4>

改修工事の内容；店舗部分に調理室及び便所を増設する工事

（工事前）調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所

（工事後）調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室1箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所

この場合、自己居住用部分で2室複数要件を充たさないため、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。

<事例5>

改修工事の内容；自己居住用部分に調理室を増設し、店舗部分に便所を増設する工事

（工事前）調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室1箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所

（工事後）調理室2箇所、浴室1箇所、便所2箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室2箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所

この場合、自己居住用部分で2室複数要件を充たさないため、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。

<事例6>

改修工事の内容；店舗部分に便所を増設する工事

（工事前）調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所

自己居住；調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所

店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所
(工事後)調理室2箇所、浴室2箇所、便所2箇所、玄関1箇所
自己居住；調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所
店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所
この場合、自己居住用部分について増設の工事がないので、同居特定
改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。

<事例7>

改修工事の内容；自己居住用部分に浴室を増設し、店舗部分に便所を増設
する工事

(工事前)調理室2箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所
自己居住；調理室2箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所
店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所
(工事後)調理室2箇所、浴室2箇所、便所2箇所、玄関1箇所
自己居住；調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所
店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所
この場合、浴室を増設する工事に係る費用が事例7の工事に要する費
用の1/2以上である場合は同居特定改修工事特別控除制度の対象とな
るが、工事費の割合に応じた控除額の按分により、便所を増設する工事
については控除額から除かれる。

既存の調理室を別の場所に移転しつつ改修し、かつ、これとは別に同時に調
理室を増設する場合は、既存の調理室と同一の階にある調理室を改修されたも
のとして取り扱い、既存の調理室と別の階にある調理室を増設されたものとし
て取り扱う。また、改修工事後に、いずれの調理室も同一の階にある場合は、工
事費の安い方を増設されたものとして取り扱う。なお、浴室、便所及び玄関に
についても同様の取扱いとする。

浴室と便所とが一室となっているものを増設する場合は、2室複数要件を判
断するに当たっては、浴室及び便所がそれぞれ増設される(すなわち、浴室1
増かつ便所1増)ものとして取り扱う。

16. 耐久性向上改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成29年国土交通省告示第279号(以下16.及び17.(5)において「平成29
年告示」という。)において、耐久性向上改修工事等に該当する改修工事につ
いて規定されている。

対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて耐久性向上改修工事

店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所
(工事後)調理室2箇所、浴室2箇所、便所2箇所、玄関1箇所
自己居住；調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所
店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所
この場合、自己居住用部分について増設の工事がないので、控除額は
ゼロとなる。

<事例7>

改修工事の内容；自己居住用部分に浴室を増設し、店舗部分に便所を増設
する工事

(工事前)調理室2箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所
自己居住；調理室2箇所、浴室1箇所、便所1箇所、玄関1箇所
店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所0箇所、玄関0箇所
(工事後)調理室2箇所、浴室2箇所、便所2箇所、玄関1箇所
自己居住；調理室2箇所、浴室2箇所、便所1箇所、玄関1箇所
店 舗；調理室0箇所、浴室0箇所、便所1箇所、玄関0箇所
この場合、浴室を増設する工事に係る費用が事例7の工事に要する費
用の1/2以上である場合は同居改修促進税制又は同居特定改修工事特
別控除制度の対象となるが、工事費の割合に応じた控除額の按分により、
便所を増設する工事については控除額から除かれる。

既存の調理室を別の場所に移転しつつ改修し、かつ、これとは別に同時に調
理室を増設する場合は、既存の調理室と同一の階にある調理室を改修されたも
のとして取り扱い、既存の調理室と別の階にある調理室を増設されたものとし
て取り扱う。また、改修工事後に、いずれの調理室も同一の階にある場合は、工
事費の安い方を増設されたものとして取り扱う。なお、浴室、便所及び玄関に
についても同様の取扱いとする。

浴室と便所とが一室となっているものを増設する場合は、2室複数要件を判
断するに当たっては、浴室及び便所がそれぞれ増設される(すなわち、浴室1
増かつ便所1増)ものとして取り扱う。

15. 特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等に該当するか否かの判
断基準について

平成29年国土交通省告示第279号(以下15.及び16.(5)において「平成29
年告示」という。)において、特定耐久性向上改修工事等及び耐久性向上改修工
事等に該当する改修工事について規定されている。

特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行った場合は、耐

等を行った場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用を受けることができる。

耐久性向上改修工事等に該当するか否かは、平成 29 年告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

ここで、平成 29 年告示第 2 項各号に掲げる工事（以下 16. において「対象工事」という。）については、いずれの工事も、同告示別表に掲げる基準に施工後に「新たに」適合することとなるものに限定されており、施工前に既に同表に掲げる基準に適合している部分に係る工事は本体工事に該当しない。また、同表に掲げる基準は、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下 16. において「長期使用構造等基準」という。）及び長期使用構造等基準の中で引用されている「評価方法基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）（以下 16. において両基準を合わせて「認定基準」という。）のうち、増改築等で対応できる基準が規定されている。

また、増築を伴う耐久性向上改修工事等を行った場合は、専ら平成 29 年告示別表に掲げる基準に適合させるための増築に該当する工事のみが対象工事に該当することとなるため、単に増築を目的とした工事は対象工事には含まれない。

- (1) 小屋裏の換気性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造）
- ① 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事
開口開け、換気口取付け等の工事等が想定される。
 - ② 軒裏に換気口を取り付ける工事
開口開け、換気口取付け、有孔ボード取付け等の工事等が想定される。

耐久性向上改修促進税制における 2% の控除率の適用を、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用をそれぞれ受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、平成 29 年告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

ここで、平成 29 年告示第 2 項各号に掲げる工事（以下 15. において「本体工事」という。）については、いずれの工事も、同告示別表に掲げる基準に施工後に「新たに」適合することとなるものに限定されており、施工前に既に同表に掲げる基準に適合している部分に係る工事は本体工事に該当しない。また、同表に掲げる基準は、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下 15. において「長期使用構造等基準」という。）及び長期使用構造等基準の中で引用されている「評価方法基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）（以下この 15. において両基準を合わせて「認定基準」という。）のうち、増改築等で対応できる基準が規定されている。

なお、特定耐久性向上改修工事等には、平成 29 年告示には掲げられていない工事であっても、本体工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下 15. において「一体工事」という。）を含むこととされている。このため、脱衣室の壁材の防水仕上げ工事に伴って行う脱衣室内の各種設備の取外し及び再設置工事など、本体工事と一体のものとして効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時にされるものは、特定耐久性向上改修工事等の一体工事として取り扱うものとする。ただし、屋根の葺き替えその他の単独で行なわれることも通常想定される工事で、本体工事（この場合は屋根への排気口の設置工事）と併せて行うことが必ずしも必要ではないものは除くこととする。

また、増築を伴う特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等を行った場合は、専ら平成 29 年告示別表に掲げる基準に適合させるための増築に該当する工事のみが本体工事及び一体工事に該当することとなるため、単に増築を目的とした工事は本体工事及び一体工事には含まれない。

- (1) 小屋裏の換気性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造）
- ① 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事
開口開け、換気口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事等が想定される。
 - ② 軒裏に換気口を取り付ける工事
開口開け、換気口取付け、有孔ボード取付け等の工事や、一体工事として

<p>③ 小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事 開口開け、換気棟取付け等の工事等が想定される。</p> <p>(2) 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事（木造、鉄骨造） 開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事等が想定される。</p> <p>なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、小屋裏点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は対象工事から除かれている。</p> <p>(3) 外壁を通気構造等とする工事（木造） 既存の外壁解体・撤去、透湿防水シート設置、通気胴縁取付け、外壁材取付け等の工事等が想定される。</p> <p>なお、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分に評価方法基準第5の3の3-1(3)イ①a(ii)に規定するK3相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は対象工事から除かれている。</p> <p>(4) 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造）</p> <p>① 浴室を日本産業規格A4416に規定する浴室ユニット又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられたものとする工事 既存の浴室解体・撤去、既存の床・壁のはつり、コンクリート土間打設、浴室ユニット設置等の工事等が想定される。</p> <p>② 脱衣室の壁に耐水性を有する化粧合板その他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事 既存クロス撤去、既存合板等撤去、下地工事、ビニルクロス貼り、耐水化粧合板等貼り等の工事等が想定される。</p> <p>③ 脱衣室の床に塩化ビニル製のシートその他の防水上有効な仕上材を取り付</p>	<p><u>これらに伴って行う下地工事、有孔ボードの場合の塗装工事等が想定される。ただし、軒裏に換気口を取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。</u></p> <p>③ 小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事 開口開け、換気棟取付け等の工事や、<u>一体工事としてこれらに伴って行う下地工事等が想定される。ただし、小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。</u></p> <p>(2) 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事（木造、鉄骨造） 開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、<u>一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、クロス工事等が想定される。</u></p> <p>なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、小屋裏点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。</p> <p>(3) 外壁を通気構造等とする工事（木造） 既存の外壁解体・撤去、透湿防水シート設置、通気胴縁取付け、外壁材取付け等の工事や、<u>一体工事としてこれらに伴って行う壁の断熱材の交換・設置工事等が想定される。</u></p> <p>なお、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分に評価方法基準第5の3の3-1(3)イ①a(ii)に規定するK3相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。</p> <p>(4) 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造）</p> <p>① 浴室を日本産業規格A4416に規定する浴室ユニット又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられたものとする工事 既存の浴室解体・撤去、既存の床・壁のはつり、コンクリート土間打設、浴室ユニット設置等の工事や、<u>一体工事としてこれらに伴って行う給排水設備工事、ガス・電気工事、下地工事等が想定される。ただし、浴室ユニット設置工事と併せて行う給湯器取替工事は含まれない。</u></p> <p>② 脱衣室の壁に耐水性を有する化粧合板その他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事 既存クロス撤去、既存合板等撤去、下地工事、ビニルクロス貼り、耐水化粧合板等貼り等の工事や、<u>一体工事としてこれらに伴って行う幅木設置、脱衣室内の各種設備の取り外し・再設置工事等が想定される。</u></p> <p>③ 脱衣室の床に塩化ビニル製のシートその他の防水上有効な仕上材を取り付</p>
---	--

<p>ける工事 既存フローリング撤去、既存シート等撤去、下地工事、耐水フローリング貼り、塩化ビニルシート等貼り等の工事等が想定される。</p> <p>なお、①～③のいずれについても、施工前に浴室・脱衣室の所定の部分が通気構造等となっている等又はK3相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、浴室・脱衣室に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は対象工事から除かれている。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 床下の防湿性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造）</p> <p>① 床下をコンクリートで覆う工事 コンクリート打設、既存の床の撤去・復旧等の工事が想定される。</p> <p>なお、(10)②の地盤をコンクリートで覆う工事に該当するものは、床下と同等以上の範囲を施工することとなるため、対象工事から除かれている。</p> <p>② 床下を厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルム又はこれと同等の防湿性を有する材料で覆う工事 防湿フィルムの敷設等の工事が想定される。</p> <p>(8) 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事（木造、鉄骨造） 開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事等が想定される。</p> <p>なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、床下点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は対象工事から除かれている。</p> <p>(9) 雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事（木造） 雨どいの設置等の工事が想定される。</p> <p>なお、雨どいの設置により基礎に係る認定基準を満たすためには、認定長期優良住宅建築等計画に所定の点検間隔が記載されている必要があることから、当該記載がある場合に限られる。また、施工前に基礎等の高さが 400mm 以上である木造の住宅については、基礎に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は対象工事から除かれている。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>ける工事 既存フローリング撤去、既存シート等撤去、下地工事、耐水フローリング貼り、塩化ビニルシート等貼り等の工事や、<u>一体工事としてこれらに伴って行う幅木設置、脱衣室内の各種設備の取り外し・再設置工事等</u>が想定される。</p> <p>なお、①～③のいずれについても、施工前に浴室・脱衣室の所定の部分が通気構造等となっている等又はK3相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、浴室・脱衣室に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 床下の防湿性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造）</p> <p>① 床下をコンクリートで覆う工事 コンクリート打設、既存の床の撤去・復旧等の工事が想定される。</p> <p>なお、(10)②の地盤をコンクリートで覆う工事に該当するものは、床下と同等以上の範囲を施工することとなるため、本号の工事から除かれている。</p> <p>② 床下を厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルム又はこれと同等の防湿性を有する材料で覆う工事 防湿フィルムの敷設等の工事や、<u>一体工事としてこれに伴って行う床の撤去・復旧、乾燥砂利敷き等の工事</u>が想定される。</p> <p>(8) 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事（木造、鉄骨造） 開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、<u>一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、床仕上げ工事等</u>が想定される。</p> <p>なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、床下点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。</p> <p>(9) 雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事（木造） 雨どいの設置等の工事や、<u>一体工事としてこれに伴って行う軒先流水による雨はねを防止するための砂利、芝生の敷設等の工事</u>が想定される。<u>ただし、雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。</u></p> <p>なお、雨どいの設置により基礎に係る認定基準を満たすためには、認定長期優良住宅建築等計画に所定の点検間隔が記載されている必要があることから、当該記載がある場合に限られる。また、施工前に基礎等の高さが 400mm 以上である木造の住宅については、基礎に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。</p> <p>(10) (略)</p>
--	--

(ii) 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事であつて、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）

- ① 給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事
給水管・給湯管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事等が想定される。
- ② 排水管を維持管理上又は更新上有効なもの及び位置に取り替える工事
排水管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事等が想定される。
- ③ 給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事
開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事等が想定される。

なお、配管に係る認定基準上、床等への開口設置が求められているのは、主要接合部等や掃除口が隠れている場合であるから、本号の工事は当該場合に限られる。また、(2)の小屋裏点検口又は(8)の床下点検口の設置工事に該当するものは、主要接合部等の点検口等よりも広い範囲を点検可能とするものであるため、対象工事から除かれている。

17. 耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上特定改修工事特別控除制度及びその他工事等特別税額控除制度における標準的な費用の額の算定について

耐震改修特別控除制度における控除額は、住宅耐震改修の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

(ii) 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事であつて、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）

- ① 給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事
給水管・給湯管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁、床、天井の撤去・復旧等の工事が想定される。
- ② 排水管を維持管理上又は更新上有効なもの及び位置に取り替える工事
排水管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁、床、天井の撤去・復旧等の工事が想定される。
- ③ 給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事
開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、クロス工事等が想定される。

なお、配管に係る認定基準上、床等への開口設置が求められているのは、主要接合部等や掃除口が隠れている場合であるから、本号の工事は当該場合に限られる。また、(2)の小屋裏点検口又は(8)の床下点検口の設置工事に該当するものは、主要接合部等の点検口等よりも広い範囲を点検可能とするものであるため、本号の工事から除かれている。

16. 耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度及び耐久性向上特定改修工事特別控除制度における標準的な費用の額の算定について

耐震改修特別控除制度における控除額は、以下のとおりとされている。
《平成21年1月1日から平成26年3月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》

住宅耐震改修に要した費用の額（補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した額）又は住宅耐震改修の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（200万円を上限とする。）の10%に相当する金額。

《平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》

住宅耐震改修の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した額（当該住宅耐震改修について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条又は第3条の規定による改正後の消費税法に基づく消費税及び地方消費税（8%又は10%。以下「新消費税率」という。）

が適用される場合は 250 万円、同法第 2 条の規定による改正前の消費税及び地方消費税（5%。以下「旧消費税率」という。）のみが適用される場合は 200 万円を上限とする。）の 10%に相当する金額。

バリアフリー特定改修工事特別控除制度における控除額は、以下のとおりとされている。

《平成 26 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合》

高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（補助金等の交付を受ける場合には 19. (1) と同様に補助金等の額を控除した額）又は高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（200 万円（平成 24 年分の所得税については、150 万円）を上限とする。）の 10%に相当する金額。

《平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合》

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には 19. (1) と同様に補助金等の額を控除した額（当該高齢者等居住改修工事等の費用の額に新消費税率が適用される場合は 200 万円を上限とし、旧消費税率のみが適用される場合は 150 万円を上限とする。））の 10%に相当する金額。

省エネ特定改修工事特別控除制度における控除額は、以下のとおりとされている。

《平成 26 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合》

一般断熱改修工事等に要した費用の額（平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合であって、補助金等の交付を受けるときは 19. (2) と同様に補助金等の額を控除した額）又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（200 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 300 万円）を上限とする。）の 10%に相当する金額。

《平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合》

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受けるときは 19. (2) と同様に補助金等の額を控除した額（当該一般断熱改修工事等の費用の額に新消費税率が適用される場合は 250 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 350 万円）を上限とし、旧消費税率のみが適用される場合は 200 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 300 万円）を上限とする。））の 10%に相当する金額。

同居特定改修工事特別控除制度における控除額は、多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、19. (3) と同様に補助金等の額を控除した額（250 万円を上限とする。））の 10%に相当する金額とされている。

バリアフリー特定改修工事特別控除制度における控除額は、高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には 20. (1) と同様に補助金等の額を控除した額（200 万円を上限とする。））の 10%に相当する金額とされている。

省エネ特定改修工事特別控除制度における控除額は、一般断熱改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受けるときは 20. (2) と同様に補助金等の額を控除した額（250 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 350 万円）を上限とする。））の 10%に相当する金額とされている。

同居特定改修工事特別控除制度における控除額は、多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、20. (3) と同様に補助金等の額を控除した額（250 万円を上限とする。））の 10%に相当する金額とされている。

耐久性向上特定改修工事特別控除制度における控除額は、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等のそれぞれの標準的な費用の額の合計額（補助金等の交付を受けるときには 20. (4) と同様に補助金等の額を控除した額（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は 250 万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は 350 万円）、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は 500 万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は 600 万円）を上限とする。)) の 10% に相当する金額とされている。

ここで、これらの上限については、それぞれの標準的な費用の額の「合計額」に対して判断することに留意する。例えば、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合に、対象住宅耐震改修の標準的な費用の額が 100 万円、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が 300 万円、耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額が 50 万円であれば、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が 250 万円を超えている（省エネ特定改修工事特別控除制度においては 250 万円が上限）が、これら標準的な費用の額の合計額は 450 万円であり、10% 控除の対象上限の 500 万円以内に収まっているため、この 450 万円が 10% 控除の対象額となる。

なお、住宅耐震改修及び多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額のうち 250 万円を超える額、高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のうち 200 万円を超える額、一般断熱改修工事等及び対象住宅耐震改修若しくは対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行われる耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額のうち 250 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 350 万円）を超える額並びに対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行われる耐久性向上改修工事等については標準的な費用の額のうち 500 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 600 万円）を超える額（いずれも補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した後の額）については、その 5% に相当する金額をその他工事等特別税額控除制度の控除額として控除することができる。

上記の(1)住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修、(2)高齢者等居住改修工事等、(3)一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等、(4)多世帯同居改修工事等並びに(5)耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額の算定については以下のとおり。

- (1) 住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修の標準的な費用の額
租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4 第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額（平成 21 年国

耐久性向上特定改修工事特別控除制度における控除額は、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等のそれぞれの標準的な費用の額の合計額（補助金等の交付を受けるときには 19. (4) と同様に補助金等の額を控除した額（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は 250 万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は 350 万円）、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は 500 万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は 600 万円）を上限とする。)) の 10% に相当する金額とされている。

ここで、これらの上限については、それぞれの標準的な費用の額の「合計額」に対して判断することに留意する。例えば、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合に、対象住宅耐震改修の標準的な費用の額が 100 万円、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が 300 万円、耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額が 50 万円であれば、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が 250 万円を超えている（省エネ特定改修工事特別控除制度における断熱改修工事限度額は 250 万円）が、これら標準的な費用の額の合計額は 450 万円であり、上限の 500 万円以内に収まっているため、この 450 万円が控除対象額となる。

上記の(1)住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修、(2)高齢者等居住改修工事等、(3)一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等、(4)多世帯同居改修工事等並びに(5)耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額の算定については以下のとおり。

- (1) 住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修の標準的な費用の額
令第 26 条の 28 の 4 第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額（平成 21 年国土交通省告示第 383

土交通省告示第 383 号) において定めるとおり、以下の表の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じて得た金額とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

号) において定めるとおり、以下の表の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じて得た金額とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

また、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準額は、以下の①及び②の合計額（当該合計額が 250 万円を超える場合には、250 万円。）とする。

$$\begin{array}{l} \text{① 旧消費税率が適用される} \quad \text{(ろ) 欄の額に (は) 欄の} \quad \text{旧消費税率が適用される当該住宅} \\ \text{住宅耐震改修に係る} \quad = \quad \text{数値を乗じて算出される} \times \quad \text{耐震改修に要した費用の額} \\ \text{標準的な費用の額 (*)} \quad \text{標準的な費用の額 (**)} \quad \text{当該住宅耐震改修に要した費用の総額} \end{array}$$

* 200 万円を限度とする。

** 平成 25 年 5 月 31 日改正後の標準単価（(ろ) 欄の上段の額）を用いて算出するものとする。

$$\begin{array}{l} \text{② 新消費税率が適用される} \quad \text{(ろ) 欄の額に (は) 欄の} \quad \text{新消費税率が適用される当該住宅} \\ \text{住宅耐震改修に係る} \quad = \quad \text{数値を乗じて算出される} \times \quad \text{耐震改修に要した費用の額} \\ \text{標準的な費用の額 (*)} \quad \text{標準的な費用の額} \quad \text{当該住宅耐震改修に要した費用の総額} \end{array}$$

* 250 万円を限度とする。

※ 令和元年国土交通省告示第 264 号による改正により、令和 2 年 1 月 1 日以後に住宅耐震改修をした場合について下表の中欄の金額に改正されており、平成 26 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までに住宅耐震改修をした場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

木造の住宅（「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	15,400円	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円	当該耐震改修の施工面積（単位㎡）
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るものの以外の耐震改修	33,000円	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るものの以外の耐震改修	259,100円	当該家屋の床面積（単位㎡）

(2) 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額

法第41条の19の3第1項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（平成21年国土交通省告示第384号）に基づき、以下の表の左欄の高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

木造の住宅（「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	15,400円 <u>(15,900円)</u>	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円 <u>(23,400円)</u>	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円 <u>(20,200円)</u>	当該耐震改修の施工面積（単位㎡）
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るものの以外の耐震改修	33,000円 <u>(34,700円)</u>	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円 <u>(78,000円)</u>	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円 <u>(2,552,000円)</u>	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るものの以外の耐震改修	259,100円 <u>(267,600円)</u>	当該家屋の床面積（単位㎡）

(2) 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額

法第41条の19の3第1項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（平成21年国土交通省告示第384号）に基づき、以下の表の左欄の高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

また、当該高齢者等居住改修工事等の費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準的な費用の額は、以下の①及び②の合計額（当該合計額が、200万円を超える場合には、200万円）とする。

① 旧消費税率が適用される 下表の中欄の額に右欄の 旧消費税率が適用される当該高齢者等
 高齢者等居住改修工事等 三 数値を乗じて算出される × 居住改修工事等に要した費用の額
 に係る標準的な費用の額 (*) 標準的な費用の額 (**) 当該高齢者等居住改修工事等に要した
 費用の総額

* 150万円を限度とする。

** 平成25年5月31日改正後の標準単価（下表の中欄の上段の額）を用いて算出するものとする。

②新消費税率が適用される 下表の中欄の額に右欄の 新消費税率が適用される当該高齢者等
 高齢者等居住改修工事等 三 数値を乗じて算出される × 居住改修工事等に要した費用の額
 に係る標準的な費用の額 (*) 標準的な費用の額 当該高齢者等居住改修工事等に要した
 費用の総額

* 200万円を限度とする。

※ 令和元年国土交通省告示第265号による改正により、令和2年1月1日以後に居住の用に供した場合
 について下表の中欄の金額に改正されており、平成26年4月1日から令和元年12月31日までに居住の
 用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

平成19年告示第1号に掲げる工事のうち、 通路の幅を拡張するもの	166,100円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第1号に掲げる工事のうち、 出入口の幅を拡張するもの	189,200円	当該工事の箇所数
平成19年告示第2号に掲げる工事	585,000円	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号イに掲げる工事	471,700円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第3号ロに掲げる工事	529,100円	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号ハに掲げる工事	27,700円	当該工事の箇所数

平成19年告示1に掲げる工事のうち、 通路の幅を拡張するもの	166,100円 (172,700円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示1に掲げる工事のうち、 出入口の幅を拡張するもの	189,200円 (189,900円)	当該工事の箇所数
平成19年告示2に掲げる工事	585,000円 (614,600円)	当該工事の箇所数
平成19年告示3イに掲げる工事	471,700円 (472,300円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示3ロに掲げる工事	529,100円 (495,400円)	当該工事の箇所数
平成19年告示3ハに掲げる工事	27,700円 (26,800円)	当該工事の箇所数

平成 19 年告示第 3 号ニに掲げる工事	56,900 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 4 号イに掲げる工事	260,600 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 19 年告示第 4 号ロに掲げる工事	359,700 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 4 号ハに掲げる工事	298,900 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 5 号に掲げる工事のうち、 長さが 150cm 以上の手すりを取り付けるもの	19,600 円	当該手すりの長さ (単位 m)
平成 19 年告示第 5 号に掲げる工事のうち、 長さが 150cm 未満の手すりを取り付けるもの	32,800 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、 玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの (以下「玄関等段差解消等工事」という。)	43,900 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、 浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの (以下「浴室段差解消等工事」という。)	96,000 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、 玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	35,100 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 19 年告示第 7 号イに掲げる工事	149,700 円	当該工事の箇所数

平成 19 年告示 3 ニに掲げる工事	56,900 円 (56,500 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 4 イに掲げる工事	260,600 円 (271,700 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 19 年告示 4 ロに掲げる工事	359,700 円 (348,400 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 4 ハに掲げる工事	298,900 円 (306,700 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 5 に掲げる工事のうち、 長さが 150cm 以上の手すりを取り付けるもの	19,600 円 (19,200 円)	当該手すりの長さ (単位 m)
平成 19 年告示 5 に掲げる工事のうち、 長さが 150cm 未満の手すりを取り付けるもの	32,800 円 (33,400 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 6 に掲げる工事のうち、 玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの (以下「玄関等段差解消等工事」という。)	43,900 円 (42,400 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 6 に掲げる工事のうち、 浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの (以下「浴室段差解消等工事」という。)	96,000 円 (92,700 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 19 年告示 6 に掲げる工事のうち、 玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	35,100 円 (35,900 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 19 年告示 7 イに掲げる工事	149,700 円 (149,400 円)	当該工事の箇所数

平成 19 年告示第 7 号ロに掲げる工事	13,800 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 7 号ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という。）	447,500 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 7 号ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	134,600 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 7 号ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,400 円	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 8 号に掲げる工事	19,800 円	当該工事の施工面積（単位㎡）

平成 19 年告示 7 ロに掲げる工事	13,800 円 (14,000 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 7 ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という。）	447,500 円 (447,800 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 7 ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	134,600 円 (136,100 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 7 ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,400 円 (26,700 円)	当該工事の箇所数
平成 19 年告示 8 号に掲げる工事	19,800 円 (20,500 円)	当該工事の施工面積（単位㎡）

(3) 一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額

租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5 第 4 項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める件（平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号）において以下のように定められている。

① 一般断熱改修工事等

法第 41 条の 19 の 3 第 2 項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第 10 項第 1 号に掲げる一般断熱改修工事等の標準的な費用の額については、次の表の左欄に掲げる工事の種類及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

(3) 一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額

令第 26 条の 28 の 5 第 4 項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める件（平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号）に以下のように定められている。

① 一般断熱改修工事等

法第 41 条の 19 の 3 第 3 項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第 11 項第 1 号に掲げる一般断熱改修工事等の標準的な費用の額については、以下のとおりとする。

イ 平成 21 年国土交通省告示第 379 号第 1 項第 1 号に定める工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を含む工事）

次の表の左欄に掲げる工事の種類及び地域区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

ここで、窓の断熱改修について、右欄に定める割合を乗じることとされているのは、平成21年国土交通省告示第379号第1項第1号に定める工事は、全ての居室の全ての窓の改修工事が行われることを前提としていないためである。

工事の種別及び地域区分	金額 (床面積1㎡につき)	割合
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換(別表3の1から8地域まで)	6,300円	外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。)のうち上欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(別表3の1、2又は3地域)	11,300円	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(別表3の4、5、6及び7地域)	8,100円	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表3の1、2、3及び4地域)	19,000円	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表3の5、6及び7地域)	15,000円	
平成21年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事(別表3の1から8地域まで)	2,700円	1

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※ 令和元年経済産業省・国土交通省告示第2号による改正により、令和2年1月1日以後に居住の用に供した場合について、下表の右欄の金額が改正されており、平成26年4月1日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額(同欄の括弧内の額。なお、括弧の無い金額は改正前後で金額が変わらない。)により算出する。また、令和元年国土交通省告示第783号による改正により、令和元年11月16日から地域区分が変更されている(別表3-3参照)ので留意されたい。

工事の種別及び地域区分	金額 (床面積1㎡につき)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換(別表3-2の1から8地域又は別表3-3の1から8地域)	6,300円 (6,400円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(別表3-2の1、2及び3地域又は別表3-3の1、2及び3地域)	11,300円 (11,800円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(別表3-2の4、5、6及び7地域又は別表3-3の4、5、6及び7地域)	8,100円 (7,700円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表3-2の1、2、3及び4地域又は別表3-3の1、2、3及び4地域)	19,000円 (18,900円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表3-2の5、6及び7地域又は別表3-3の5、6及び7地域)	15,000円 (15,500円)
平成21年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事(別表3-2の1から8地域まで又は別表3-3の1から8地域まで)	2,700円
平成21年告示に規定する壁の断熱性を高める工事(別表3-2の1から	19,400円

平成 21 年告示に規定する壁の断熱性を高める工事（別表 3 の 1 から 8 地域まで）	19,400 円	<u>1</u>
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表 3 の 1、2 及び 3 地域）	5,800 円	<u>1</u>
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表 3 の 4、5、6 及び 7 地域）	4,600 円	<u>1</u>

8 地域まで又は別表 3-3 の 1 から 8 地域まで）	<u>(19,300 円)</u>
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表 3-2 の 1、2 及び 3 地域又は別表 3-3 の 1、2 及び 3 地域）	5,800 円 <u>(5,700 円)</u>
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表 3-2 の 4、5、6 及び 7 地域又は別表 3-3 の 4、5、6 及び 7 地域）	4,600 円 <u>(4,700 円)</u>

ロ 平成 21 年国土交通省告示第 379 号第 1 項第 2 号に定める工事（居室の窓の改修工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を除く。）を含む工事を行い、かつ、改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合）（平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供するものに適用）

次の表の左欄に掲げる工事の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

ここで、窓の断熱改修について、右欄に定める割合を乗じることとされているのは、平成 21 年国土交通省告示第 379 号第 1 項第 2 号に定める工事は、同項第 1 号に定める上記イの工事とは異なり、全ての居室の全ての窓の改修工事が行われることを前提としていないためである。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※ 令和元年経済産業省・国土交通省告示第 2 号による改正により、令和 2 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合について、下表の右欄の金額が改正されており、平成 29 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額。なお、括弧の無い金額は改正前後で金額が変わらない。）により算出する。

工種の種別及び地域区分	金額 (床面積 1 m ² につき)	割合
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換 (別表 3-2 の 1 から 8 地域又は別表 3-3 の 1 から 8 地域)	6,300 円 (6,400 円)	居室の外気に接する窓 (既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。) のうち左欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、全ての居室の外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換 (別表 3-2 の 1、2 及び 3 地域又は別表 3-3 の 1、2 及び 3 地域)	11,300 円 (11,800 円)	
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設 (別表 3-2 の 4、5、6 及び 7 地域又は別表 3-3 の 4、5、6 及び 7 地域)	8,100 円 (7,700 円)	
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換 (別表 3-2 の 1、2、3 及び 4 地域又は別表 3-3 の 1、2、3 及び 4 地域)	19,000 円 (18,900 円)	
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換 (別表 3-2 の 5、6 及び 7 地域又は別表 3-3 の 5、6 及び 7 地域)	15,000 円 (15,500 円)	

平成21年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事（別表3-2の1から8地域まで又は別表3-3の1から8地域まで）	2,700円	1
平成21年告示に規定する壁の断熱性を高める工事（別表3-2の1から8地域まで又は別表3-3の1から8地域まで）	19,400円 (19,300円)	1
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表3-2の1、2及び3地域及び別表3-3の1、2及び3地域）	5,800円 (5,700円)	1
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表3-2の4、5、6及び7地域又は別表3-3の4、5、6及び7地域）	4,600円 (4,700円)	1

※ 居室の外気に接する窓のうち、施工前に既に13.（1）（ア）の表に掲げる基準に適合している窓が存在する場合、当該窓の面積は、右欄の「全ての居室の外気に接する全ての窓の面積」から除くこととする

② エネルギー使用合理化設備設置工事

法第41条の19の3第2項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第10項第2号に掲げるエネルギー使用合理化設備設置工事の標準的な費用の額については、表17-1の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（租税特別措置法施行令第26条の28の5第18項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号。以下②において単に「設備告示」という。）第1項第1号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて計算するものとする。また、当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

② エネルギー使用合理化設備設置工事（平成26年4月1日以後に居住の用に供するものから適用）

法第41条の19の3第3項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第11項第2号に掲げるエネルギー使用合理化設備設置工事の標準的な費用の額については、表16-1の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（租税特別措置法施行令第26条の28の5第10項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号。以下②において単に「設備告示」という。）第1項第1号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて計算するものとする。また、当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

表 17-1 標準的なエネルギー使用合理化設備設置工事費用相当額

工事の種類	単位あたり金額
設備告示第 1 項第 1 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器 1 m ² につき 151,600 円
設備告示第 1 項第 2 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	1 件につき 365,400 円
設備告示第 2 項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	1 件につき 75,200 円
設備告示第 3 項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	1 件につき 412,200 円
設備告示第 4 項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1 件につき 1,057,200 円
設備告示第 5 項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	1 件につき 458,300 円
設備告示第 6 項に規定するエアコンディショナーの設置工事	1 件につき 88,600 円

③ 太陽光発電設備設置工事
法第 41 条の 19 の 3 第 2 項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用

※ 表 16-1 については、令和元年経済産業省・国土交通省告示第 2 号による改正により、令和 2 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合について、下表の右欄の金額が改正されており、平成 26 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表 16-1 標準的なエネルギー使用合理化設備設置工事費用相当額

工事の種類	単位あたり金額
設備告示第 1 項第 1 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器 1 m ² につき 151,600 円 (140,000 円)
設備告示第 1 項第 2 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	1 件につき 365,400 円 (391,400 円)
設備告示第 2 項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	1 件につき 75,200 円 (98,400 円)
設備告示第 3 項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	1 件につき 412,200 円 (393,200 円)
設備告示第 4 項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1 件につき 1,057,200 円 (1,728,700 円)
設備告示第 5 項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	1 件につき 458,300 円 (478,600 円)
設備告示第 6 項に規定するエアコンディショナーの設置工事	1 件につき 88,600 円 (91,200 円)

③ 太陽光発電設備設置工事
法第 41 条の 19 の 3 第 3 項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用

の額のうち、同条第10項第3号に掲げる太陽光発電設備設置工事の標準的な費用の額については、表17-2の金額（表17-3に掲げる(i)から(iv)の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額（表17-3(v)の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に106,800円を加算した金額）となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

表 17-2 標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額

工事の内容	金額 (kWあたり)
太陽光発電設備の設置	425,500円

表 17-3 特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	1単位あたり金額
(i) 安全対策工事	37,600円/kW
(ii) 陸屋根防水基礎工事	44,000円/kW
(iii) 積雪対策工事	27,800円/kW
(iv) 塩害対策工事	9,000円/kW
(v) 幹線増強工事	106,800円/件

の額のうち、同条第11項第3号に掲げる太陽光発電設備設置工事の標準的な費用の額については、表16-2の金額（表16-3に掲げる(i)から(iv)の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額（表16-3(v)の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に106,800円を加算した金額）となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

※ 表16-2及び16-3については、令和元年経済産業省・国土交通省告示第2号による改正により、令和2年1月1日以後に居住の用に供した場合について右欄の金額に改正されており、平成26年4月1日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表 16-2 標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額

工事の内容	金額 (kWあたり)
太陽光発電設備の設置	425,500円 (537,200円)

表 16-3 特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	1単位あたり金額
(i) 安全対策工事	37,600円/kW (53,700円/kW)
(ii) 陸屋根防水基礎工事	44,000円/kW (52,500円/kW)
(iii) 積雪対策工事	27,800円/kW (31,500円/kW)
(iv) 塩害対策工事	9,000円/kW (10,500円/kW)
(v) 幹線増強工事	106,800円/件 (105,000円/件)

④ 上記①から③までの改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合の標準的な費用の額の算定方法について

①から③までの改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額及び旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準的な費用の額は、以下のア及びイの合計額（当該合計額が、250 万円（③の工事が行われる場合には 350 万円）を超える場合には、250 万円（③の工事が行われる場合には 350 万円）とする。

$$\begin{array}{l} \text{ア 旧消費税率が適用される} \quad \text{①から③までにより} \quad \text{旧消費税率が適用される①から} \\ \text{①から③までの} \quad \text{= 算出される標準的} \quad \times \quad \text{③までの改修に要した費用の額} \\ \text{標準的な費用の額 (*)} \quad \text{な費用の額 (**)} \quad \text{①から③までの改修に要した費用の総額} \end{array}$$

* 200 万円（上記③の工事が行われる場合には 300 万円）を限度とする。

** 平成 25 年 5 月 31 日改正後の標準単価を用いて算出するものとする。

$$\begin{array}{l} \text{イ 新消費税率が適用される} \quad \text{①から③までにより} \quad \text{新消費税率が適用される①から} \\ \text{①から③までの} \quad \text{= 算出される標準的} \quad \times \quad \text{③までの改修に要した費用の額} \\ \text{標準的な費用の額 (*)} \quad \text{な費用の額} \quad \text{①から③までの改修に要した費用の総額} \end{array}$$

* 250 万円（上記③の工事が行われる場合には 350 万円）を限度とする。

(4) 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額

租税特別措置法第 41 条の 19 の 3 第 3 項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 586 号）に基づき、以下の表の左欄の多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

(4) 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額

法第 41 条の 19 の 3 第 5 項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 586 号）に基づき、以下の表の左欄の多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※ 令和元年国土交通省告示第 267 号による改正により、令和 2 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合について右欄の金額に改正されており、平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）	1,622,000 円
平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの	476,100 円
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	1,373,800 円
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	855,400 円
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	584,100 円
平成 28 年告示第 3 号に掲げる工事	526,200 円
平成 28 年告示第 4 号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	658,700 円
平成 28 年告示第 4 号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	1,254,100 円

平成 28 年告示 1 に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）	1,622,000 円 <u>(1,649,200 円)</u>
平成 28 年告示 1 に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの	476,100 円 <u>(434,700 円)</u>
平成 28 年告示 2 に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	1,373,800 円 <u>(1,406,000 円)</u>
平成 28 年告示 2 に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	855,400 円 <u>(837,800 円)</u>
平成 28 年告示 2 に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	584,100 円 <u>(589,300 円)</u>
平成 28 年告示 3 に掲げる工事	526,200 円 <u>(532,100 円)</u>
平成 28 年告示 4 に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	658,700 円 <u>(655,300 円)</u>
平成 28 年告示 4 に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	1,254,100 円 <u>(1,244,500 円)</u>

なお、上記の表中「平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）」とは、ミニキッチンを有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチンを有する調理室）を設置する工事をいい、「平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの」とは、ミニキッチンを有する調理室を設置する工事をいう（調理室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については、15. (1) を参照）。

また、上記の表中「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの」とは、給湯設備の設置又は取替を伴う浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）」とは、給湯設備の設置又は取替を伴わない浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）」とは、浴槽がなくシャワ

なお、上記の表中「平成 28 年告示 1 に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）」とは、ミニキッチンを有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチンを有する調理室）を設置する工事をいい、「平成 28 年告示 1 に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの」とは、ミニキッチンを有する調理室を設置する工事をいう（調理室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については、14. (1) を参照）。

また、上記の表中「平成 28 年告示 2 に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの」とは、給湯設備の設置又は取替を伴う浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示 2 に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）」とは、給湯設備の設置又は取替を伴わない浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示 2 に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）」とは、浴槽がなくシャワー専用の浴室

一専用の浴室を設置する工事をいう（浴室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については 15. (2) を参照）。

(5) 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額

租税特別措置法第 41 条の 19 の 3 第 4 項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成 29 年国土交通省告示第 280 号）に基づき、以下の表の左欄の耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

平成 29 年告示第 2 項第 1 号イに掲げる工事	20,900 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 1 号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。）	7,800 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 1 号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	5,900 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第 1 号ハに掲げる工事	47,400 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 2 号に掲げる工事	18,300 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 3 号に掲げる工事	14,200 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第 4 号イに掲げる工事	896,900 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ロに掲げる工事（壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。）	12,800 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	5,400 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ハに掲げる工事（床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。）	6,600 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	12,000 円	当該工事の施工面積（単位㎡）

を設置する工事をいう（浴室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については 14. (2) を参照）。

(5) 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額

法第 41 条の 19 の 3 第 6 項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成 29 年国土交通省告示第 280 号）に基づき、以下の表の左欄の耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

平成 29 年告示第 2 項第一号イに掲げる工事	20,900 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第一号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。）	7,800 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第一号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	5,900 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第一号ハに掲げる工事	47,400 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第二号に掲げる工事	18,300 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第三号に掲げる工事	14,200 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第四号イに掲げる工事	896,900 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第四号ロに掲げる工事（壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。）	12,800 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第四号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	5,400 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第四号ハに掲げる工事（床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。）	6,600 円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成 29 年告示第 2 項第四号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	12,000 円	当該工事の施工面積（単位㎡）

平成 29 年告示第 2 項第 5 号イに掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第二項第五号イに掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 5 号ロに掲げる工事	2,400 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第五号ロに掲げる工事	2,400 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 6 号に掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第二項第六号に掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 7 号イに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第二項第七号イに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 7 号ロに掲げる工事	11,300 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第二項第七号ロに掲げる工事	11,300 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 8 号に掲げる工事	27,800 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第二項第八号に掲げる工事	27,800 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 9 号に掲げる工事	3,900 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第九号に掲げる工事	3,900 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 10 号イに掲げる工事	3,100 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第二項第十号イに掲げる工事	3,100 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 10 号ロに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第二項第十号ロに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事 (共用の給水管を取り替えるものを除く。)	9,500 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第十一号イに掲げる工事 (共用の給水管を取り替えるものを除く。)	9,500 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	32,000 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第十一号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	32,000 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事 (共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)	9,800 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第十一号ロに掲げる工事 (共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)	9,800 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管 (専用の排水管を除く。) を取り替えるもの	16,800 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管 (専用の排水管を除く。) を取り替えるもの	16,800 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。) を取り替えるもの	15,600 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。) を取り替えるもの	15,600 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。) を取り替えるもの	49,200 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。) を取り替えるもの	49,200 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を床 (共用部の床を除く。) に設けるもの	25,000 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床 (共用部の床を除く。) に設けるもの	25,000 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井 (共用部の壁又は天井を除く。) に設けるもの	17,700 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井 (共用部の壁又は天井を除く。) に設けるもの	17,700 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの	5,400 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの	5,400 円	当該工事の箇所数

18. バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる者

バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用を受けられる者は、次のいずれかに該当する者である。

- ① 50歳以上の個人
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている個人
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている個人
- ④ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号に規定する障害者に該当する個人
- ⑤ 個人の親族（当該親族が65歳以上である者又は②～④のいずれかに該当する者である場合に限る。）と同居を常況としている者

（注）①及び⑤の年齢に係る判定は、改修工事が完了し居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」という。）の12月31日の年齢によるものとされ、また、⑤の同居に係る判定は、居住年の12月31日の現況によるものとされている。

19. 住宅ローン控除制度の適用に係る工事費要件

(1) 住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用に係る工事費要件

住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用対象となるのは、法第41条第1項に規定する増改築等の費用の額から、補助金等の額を控除した額が100万円を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、法第41条第1項に規定する増改築等の費用の額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

上記「補助金等」は、住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。法第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるほか、グリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」

17. バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる者

バリアフリー改修促進税制の適用を受けられる者は、次のいずれかに該当する者である。

- ① 50歳以上の個人
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている個人
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている個人
- ④ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号に規定する障害者に該当する個人
- ⑤ 個人の親族（当該親族が65歳以上である者又は②～④のいずれかに該当する者である場合に限る。）と同居を常況としている者

（注）①及び⑤の年齢に係る判定は、改修工事が完了し居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」という。）の12月31日の年齢によるものとされ、また、⑤の同居に係る判定は、居住年の12月31日の現況によるものとされている。

18. 住宅ローン控除制度の適用に係る工事費要件

平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結した場合、住宅ローン控除制度の適用対象となるのは、法第41条第1項に規定する増改築等の費用の額から、補助金等の額を控除した額が100万円を超える場合である（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合、法第41条第1項に規定する増改築等の費用の額から補助金等の額を控除することを要しない。）。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、法第41条第1項に規定する増改築等の費用の額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

上記「補助金等」は、住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。法第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるほか、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）、次世代住宅ポイント事務

のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

(2) 買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用に係る工事費要件
買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用対象となるのは、法第41条第1項に規定する特定増改築等が、①に該当する場合又は②から⑤までのいずれかに該当する場合である。

① 特定増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に係る工事費要件

買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用対象となるのは、住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第1号工事～第6号工事に要した費用の額が100万円を超える場合である。

なお、特定増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、法第41条第1項に規定する特定増改築等の費用の額は、当該特定増改築等の費用の額に、特定増改築等に要した費用の額のうち居住の用に供する部分に係る特定増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

② 第4号工事に係る工事費要件

買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用対象となるのは、住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第4号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、特定増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第4号工事の金額は、当該特定増改築等の費用の額に、特定増改築等に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の特定増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第4号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該特定増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

③ 第5号工事に係る工事費要件

買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用対象となるのは、住

局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）及びグリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第5号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、特定増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第5号工事の金額は、当該特定増改築等の費用の額に、特定増改築等に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の特定増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第5号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該特定増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

④ 第6号工事に係る工事費要件

買取再販住宅の取得に係る宅ローン控除制度の適用対象となるのは、宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、特定増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事の金額は、当該特定増改築等の費用の額に、特定増改築等に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の特定増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該特定増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑤ 第7号工事に係る工事費要件

買取再販住宅の取得に係る宅ローン控除制度の適用対象となるのは、第7号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、特定増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第7号工事の金額は、当該特定増改築等の費用の額に、特定増改築等に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の特定増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第7号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であ

るときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該特定増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

20. バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度及び耐久性向上特別改修控除制度の適用に係る工事費要件

(1) バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額から、補助金等の額を控除した額が50万円を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

この場合において、上記「補助金等」は、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。

高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるほか、グリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

19. バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居改修促進税制、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特別改修控除制度の適用に係る工事費要件

(1) バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

バリアフリー改修促進税制又はバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額又はこれに係る標準的な費用の額から、補助金等の額を控除した額が50万円（平成26年3月31日までに居住の用に供した場合については30万円）を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

この場合において、上記「補助金等」は、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。

高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるほか、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）及びグリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

(注)平成23年6月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結

<p>(2) 省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件</p> <p>省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額から、補助金等（一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。）の額を控除した額が 50 万円を超える場合である。</p> <p>上記「補助金等」については、一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、グリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1 ポイントを 1 円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。</p>	<p><u>した場合の「補助金等」</u> <u>平成 23 年 6 月 29 日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合、上記「補助金等」は、介護保険法に基づいて給付される居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費のほか、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。</u> <u>高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものについては、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。</u> <u>また、同一の補助制度に基づいて高齢者等居住改修工事等を含めた住宅の改修に関する工事に対する補助金等の交付が行われている場合には、当該補助金等の全額が上記「補助金等」に該当する。</u></p> <p>(2) <u>省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件</u> <u>省エネ改修促進税制又は省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、当該断熱改修工事等若しくは当該特定断熱改修工事等に要した費用の額又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額から、補助金等（省エネ改修促進税制については断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいい、省エネ特定改修工事特別控除制度については一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。）の額を控除した額が 50 万円（平成 26 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合については 30 万円）を超える場合である。</u> <u>上記「補助金等」については、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるもの、一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント（控除する額は、1 ポイントを 1 円として換算した場合の額）、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、1 ポイントを 1 円として換算した場合の</u></p>
---	---

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、省エネ改修工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

(3) 同居特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額が50万円を超える場合である。

上記「補助金等」については、多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地

額）及びグリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、省エネ改修工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

（注）省エネ改修促進税制の適用対象となる断熱改修工事等の範囲は、平成21年4月1日から平成27年12月31日までに居住の用に供した場合とそれ以外の場合に居住の用に供した場合で異なることに留意する。

（注）平成23年6月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合

平成23年6月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合、省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等及び一般断熱改修工事等に要した費用の額が50万円（平成26年3月31日までに居住の用に供した場合には30万円）を超える場合である。当該費用の額の算出に当たっては、バリアフリー改修促進税制と異なり、補助金等の額を控除することを要しない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、省エネ改修工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

(3) 同居改修促進税制及び同居特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額又は当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額が50万円を超える場合である。

上記「補助金等」については、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改

方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、グリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、多世帯同居改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

(4) 耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額、対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額（以下それぞれ「耐震改修標準的費用額」、「断熱改修標準的費用額」、「耐久性向上改修標準的費用額」という。）が、それぞれ50万円を超える場合である。例えば、耐震改修標準的費用額が100万円、断熱改修標準的費用額が40万円、耐久性向上改修標準的費用額が30万円の場合、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額がそれぞれ50万円を超えていないため、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象とはならない。

上記「補助金等」については、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等又は耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、グリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント（控除する額は、1ポ

築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるもの、多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、特定多世帯同居改修工事等及び多世帯同居改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

(4) 耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

耐久性向上改修促進税制の適用対象となるのは、特定断熱改修工事等に要した費用の額及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額（以下「特定工事等費用額」という。）が、それぞれ50万円を超える場合である。例えば、特定断熱改修工事等に係る特定工事等費用額が100万円、特定耐久性向上改修工事等に係る特定工事等費用額が40万円の場合、特定耐久性向上改修工事等に係る特定工事等費用額が50万円を超えていないため、耐久性向上改修促進税制の適用対象とならない。

また、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額、対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額（以下それぞれ「耐震改修標準的費用額」、「断熱改修標準的費用額」、「耐久性向上改修標準的費用額」という。）が、それぞれ50万円を超える場合である。例えば、耐震改修標準的費用額が100万円、断熱改修標準的費用額が40万円、耐久性向上改修標準的費用額が30万円の場合、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額がそれぞれ50万円を超えていないため、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象とはならない。

上記「補助金等」については、特定断熱改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるもの、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等又は耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」

イントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

21. 証明主体について

住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度、買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度及び耐久性向上特定改修工事特別控除制度の証明主体は、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する）。

- ① 建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）
- ② 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- ④ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

また、耐震改修特別控除制度の証明主体は、建築士等又は住宅の所在地を管轄する地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）の長であるが、住宅耐震改修をした場合について、建築士等が証明を行うときは、昭和63年建設省告示第1274号別表第2に掲げる書類（以下「増改築等工事証明書」という。）により証明を行い、地方公共団体の長が証明を行うときは、平成18年国土交通省告示第464号別表に掲げる書類により証明を行う必要があることに留意する。

等の名称を用いているものも含まれるほか、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、1ポイントを1円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、特定断熱改修工事等、特定耐久性向上改修工事等、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

20. 証明主体について

増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度、バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居改修促進税制、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特定改修工事特別控除制度の証明主体は、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する）。

- ① 建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）
- ② 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- ④ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅瑕疵担保責任保険法人が証明できるのは、平成25年4月1日以降の増改築等の工事に限られる。

また、耐震改修特別控除制度の証明主体は、建築士等又は住宅の所在地を管轄する地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）の長であるが、平成29年4月1日以後に住宅耐震改修をした場合について、建築士等が証明を行うときは、平成29年国土交通省告示第278号による改正後の昭和63年建設省告示第1274号別表第2に掲げる書類（以下「増改築等工事証明書」という。）により証明を行い、地方公共団体の長が証明を行うときは、平成29年国土交通省告示第281号による改正後の平成18年国土交通省告示第464号別表に掲げる書類

22. 建築士等の証明が必要な工事

建築士等の証明が必要となる増改築等の工事は、1. (1)①及び(2)①に掲げる工事のうち建築基準法第6条に規定する確認を要するもの以外のもの並びに1. (1)②～⑥及び(2)②～⑦並びに2.、3.、4.、5. 及び6.に掲げる工事である。

なお、建築士等は、申請者が住宅ローン控除制度、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、19. 又は 20.の工事費要件を満たしているか否かを確認することとする。

23. 建築士等の証明手続

(1) 1.、3.、4.、5. 及び6. に掲げる工事に共通する証明手続

① 証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる増改築等の工事に係る書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

(i) 増改築等の工事を行った家屋の登記事項証明書

(ii) 工事請負契約書

(iii) 設計図書その他設計に関する書類（第6号工事、一般断熱改修工事等、耐久性向上改修工事等以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。）

(注) 上記(ii)の書類又はその写しがない場合は、上記(iii)の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ 増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ 増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

(iv) 交付を受ける補助金等の額を証する書類（1. (2)の場合を除く。）

により証明を行う必要があることに留意する。なお、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をした場合について証明を行うときは、従来のおり、建築士等も平成29年国土交通省告示第281号による改正「前」の平成18年国土交通省告示第464号別表に掲げる書類により証明を行う必要がある。

21. 建築士等の証明が必要な工事

建築士等の証明が必要となる増改築等の工事は、1. (1)に掲げる工事のうち建築基準法第6条に規定する確認を要するもの以外のもの並びに1. (2)、(3)、(4)、(5) 及び(6)並びに2.、3.、4.、5. 及び6.に掲げる工事である。

なお、建築士等は、申請者が住宅ローン控除制度、耐震改修特別控除制度、バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居改修促進税制、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上改修促進税制又は耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、18. 又は 19.の工事費要件を満たしているか否かを確認することとする。

22. 建築士等の証明手続

(1) 1.、3.、4.、5. 及び6. に掲げる工事に共通する証明手続

(i) 証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる増改築等の工事に係る書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

① 増改築等の工事を行った家屋の登記事項証明書

② 工事請負契約書

③ 設計図書その他設計に関する書類（第6号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等、一般断熱改修工事等、特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。）

(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ 増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ 増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

④ 交付を受ける補助金等の額を証する書類

② 証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い（ただし、①（ii）及び①（注）ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。）、①（i）から③（iii）までに掲げる書類（①（注）イ及びロの書類を含む。）又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認めた場合には、増改築等工事証明書に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。増改築等工事証明書の発行者においては、増改築等工事証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。

③ 証明時期

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。

(2) 耐震改修特別控除制度の適用に係る証明手続

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して以下の書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。その際には、住宅耐震改修又は住宅耐震診断に関する補助事業において提出された書類を可能な限り活用することとする。また、申請者から提出された以下の書類により審査を行った上で、原則として住宅耐震改修完了後の申請家屋の現況を確認することとする。

①申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類

（例）登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書
建築年月日が記載された耐震診断書

②住宅耐震改修をしたことが確認できる書類

（例）耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図
耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真

③申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類

（例）耐震改修工事費用の領収書

④当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の金額が確認できる書類

（例）補助金等を交付する際に申請者に発行する書類

(ii) 証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い（ただし、(i)②及び(i)（注）ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。）、(i)①から③までに掲げる書類（(i)（注）イ及びロの書類を含む。）又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認めた場合には、増改築等工事証明書に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。増改築等工事証明書の発行者においては、増改築等工事証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。なお、平成26年3月31日までに居住の用に供した場合の増改築等の工事の証明においては、平成25年5月31日国土交通省告示第540号による改正前の様式により、平成28年3月31日までに居住の用に供した場合（第6号工事、特定断熱改修工事又は断熱改修工事を行い、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合を除く。）の増改築等の工事の証明においては、平成28年国土交通省告示第584号による改正前の様式により、平成29年3月31日までに居住の用に供した場合の増改築等の工事の証明においては、平成29年国土交通省告示第278号による改正前の様式により、それぞれ改修内容の証明を行うものとする。

(iii) 証明時期

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。

(2) 耐震改修特別控除制度の適用に係る証明手続

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して以下の書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。その際には、住宅耐震改修又は住宅耐震診断に関する補助事業において提出された書類を可能な限り活用することとする。また、申請者から提出された以下の書類により審査を行った上で、原則として住宅耐震改修完了後の申請家屋の現況を確認することとする。

(i)申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類

（例）登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書
建築年月日が記載された耐震診断書

(ii)住宅耐震改修をしたことが確認できる書類

（例）耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図
耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真

(iii)申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類

（例）耐震改修工事費用の領収書

(iv)当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の金額が確認できる書類

（例）補助金等を交付する際に申請者に発行する書類

グリーン住宅ポイントの発行を受けている場合には、上記のほか、グリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント数を確認する必要がある。グリーン住宅ポイント数は、これらの事務局から送られるポイント通知はがき又はその写しによって確認するほか、グリーン住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類によりグリーン住宅ポイント数を算定する。

なお、マンション及び共有住宅にあつては、全体工事費用のうち申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類又はその写しの提出を求め、申請者が負担した費用の額を確認することとする。例えば、マンションにおいては、修繕積立金から支出する場合には、当該耐震改修の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合には、当該耐震改修の実施のために一時金の徴収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）を、共有住宅においては、各共有者の工事費用負担割合が記載された書類（共有者全員の記名捺印があるもの）などの提出を求め、確認する。

(3) 買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に係る買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事の費用の額及びこれらを含む特定増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、19. (2)②、③、④又は⑤の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

(4) バリアフリー特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者がバリアフリー特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、20. の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

平成30年12月21日以後に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結し、次世代住宅ポイント又はグリーン住宅ポイントの発行を受けている場合には、上記のほか、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント数又はグリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント数を確認する必要がある。次世代住宅ポイント数又はグリーン住宅ポイント数は、これらの事務局から送られるポイント通知はがき又はその写しによって確認するほか、次世代住宅ポイント又はグリーン住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により次世代住宅ポイント数又はグリーン住宅ポイント数を算定する。

なお、マンション及び共有住宅にあつては、全体工事費用のうち申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類又はその写しの提出を求め、申請者が負担した費用の額を確認することとする。例えば、マンションにおいては、修繕積立金から支出する場合には、当該耐震改修の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合には、当該耐震改修の実施のために一時金の徴収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）を、共有住宅においては、各共有者の工事費用負担割合が記載された書類（共有者全員の記名捺印があるもの）などの提出を求め、確認する。

(3) バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者がバリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、19. の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

<p>① 工事費内訳書その他の高齢者等居住改修工事等の費用の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>③ 住宅改修費支給額決定通知書その他の住宅改修費の給付額を証する書類（住宅改修費の給付を受ける場合に限る。）</p> <p>なお、②及び③について、申請者が補助金等の交付又は住宅改修費の給付を受けていない場合は、補助金等の交付又は住宅改修費の給付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。</p> <p>グリーン住宅ポイントの発行を受けている場合、20. (1)の補助金等の額を確認する必要があることから、上記のほか、グリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント数を確認する必要がある。グリーン住宅ポイント数は、これらの事務局から送られるポイント通知はがき又はその写しによって確認するほか、グリーン住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類によりグリーン住宅ポイント数を算定する。</p>	<p>① 工事費内訳書その他の高齢者等居住改修工事等の費用の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>③ 住宅改修費支給額決定通知書その他の住宅改修費の給付額を証する書類（住宅改修費の給付を受ける場合に限る。）</p> <p>なお、②及び③について、申請者が補助金等の交付又は住宅改修費の給付を受けていない場合は、補助金等の交付又は住宅改修費の給付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。</p> <p>平成23年6月30日以後に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結し、省エネ住宅ポイント、次世代住宅ポイント又はグリーン住宅ポイントの発行を受けている場合、19. (1)の補助金等の額を確認する必要があることから、上記のほか、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント数、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント数又はグリーン住宅ポイント事務局から発行されるグリーン住宅ポイント数を確認する必要がある。省エネ住宅ポイント数、次世代住宅ポイント数又はグリーン住宅ポイント数は、これらの事務局から送られるポイント通知はがき又はその写しによって確認するほか、省エネ住宅ポイント、次世代住宅ポイント又はグリーン住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により省エネ住宅ポイント数、次世代住宅ポイント数又はグリーン住宅ポイント数を算定する。</p> <p>（注）平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合については、補助金等の額を証する書類は確定申告の際に必要なことに留意する。</p>
<p>(5) 省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</p>	<p>(4) 省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</p> <p>① 平成23年6月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合</p> <p>建築士等は、申請者が省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の費用の額を証する書類又はその写しによって、工事費要件（断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等に要した費用の額が50万円（平成26年3月31日までに居住の用に供した場合には30万円）を超えること）を満たすか否かにつき確認を行い、また、当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、当該増改築等の工事の全体の費用の額を確認することとする。</p>

建築士等は、申請者が省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、20.の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

イ 工事費内訳書その他の一般断熱改修工事等の費用の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類

ロ 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）

ハ グリーン住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（グリーン住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、グリーン住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類によりグリーン住宅ポイント数を算定する。

なお、ロについて、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

また、対象となる家屋が区分所有建物であるときは、申請者が負担した費用の額を確認できる書類によって、当該額を確認することとする。具体的には、区分所有建物において修繕積立金から支出する場合は、当該改修工事の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の区分所有者の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合は、当該改修工事の実施のために一時金の徴収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の徴

② 平成 23 年 6 月 30 日以後に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合

建築士等は、申請者が省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、19.の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

イ 工事費内訳書その他の断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の費用の額及びこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類

ロ 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）

ハ 省エネ住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（省エネ住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、省エネ住宅ポイントの申請書類の一つである工事証明書リフォーム用（戸別申請）その他の工事の内容が確認できる書類により省エネ住宅ポイント数を算定する。

ニ 次世代住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（次世代住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、次世代住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により次世代住宅ポイント数を算定する。

ホ グリーン住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（グリーン住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、グリーン住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類によりグリーン住宅ポイント数を算定する。

なお、ロについて、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

(注) 平成 26 年 3 月 31 日までの間に居住の用に供した場合については、補助金等の額を証する書類は確定申告の際に必要なことに留意する。

また、省エネ特定改修工事特別控除制度を適用する場合において、対象となる家屋が区分所有建物であるときは、申請者が負担した費用の額を確認できる書類によって、当該額を確認することとする。具体的には、区分所有建物において修繕積立金から支出する場合は、当該改修工事の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の区分所有者の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合は、当該改修工事の実施のために一時金の徴

<p>区分所有者負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）によって確認することとする。</p> <p>(6) <u>住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事における改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認</u></p> <p>全ての居室の全ての窓の改修工事を行う場合の<u>住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事</u>については、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ対象工事が異なるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。</p> <p>また、居室の窓の改修工事を行い改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合の<u>住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事</u>については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることを確認する必要があるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。</p> <p>建築士等は、(1)の証明を行うに当たり、改修前の居室の窓の性能が<u>等級4以上</u>に相当していないことを写真等（必要に応じて現地調査）により確認した上で、次のいずれかの方法により、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行うものとする。</p> <p>① 建設住宅性能評価書の確認</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）が交付された住宅にあっては、当該評価書に表示された断熱等性能等級とする。</p> <p>② 旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の融資関係書類の確認</p> <p>旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資を受けた住宅のうち、別表5-1に基づき帳票類が確認できるものにある場合は、それぞれ対応する断熱等性能等級とする。</p> <p>③ 設計図書の確認</p> <p>設計図書がある場合は、断面詳細図等から、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等の各部位において施工されている断熱材の種別及び厚さを確認し、改修前の住宅の性能を詳細に把握した上で、どの断熱等性能等級に対応しているかを照合し、対応する断熱等性能等級とする。</p>	<p>収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の区分所有者負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）によって確認することとする。</p> <p>(5) <u>第6号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等における改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認</u></p> <p><u>※第6号工事又は断熱改修工事等（全ての居室の全ての窓の改修工事を行うものに限る。）を行い、平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、当該確認は不要である。</u></p> <p>全ての居室の全ての窓の改修工事を行う場合の<u>第6号工事、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等</u>については、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ対象工事が異なるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。</p> <p>また、居室の窓の改修工事を行い改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合の<u>第6号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等</u>については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることを確認する必要があるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。</p> <p>建築士等は、(1)の証明を行うに当たり、改修前の居室の窓の性能が<u>等級4</u>に相当していないことを写真等（必要に応じて現地調査）により確認した上で、次のいずれかの方法により、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行うものとする。</p> <p>(i) 建設住宅性能評価書の確認</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）が交付された住宅にあっては、当該評価書に表示された断熱等性能等級とする。</p> <p>(ii) 旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の融資関係書類の確認</p> <p>旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資を受けた住宅のうち、別表5-1に基づき帳票類が確認できるものにある場合は、それぞれ対応する断熱等性能等級とする。</p> <p>(iii) 設計図書の確認</p> <p>設計図書がある場合は、断面詳細図等から、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等の各部位において施工されている断熱材の種別及び厚さを確認し、改修前の住宅の性能を詳細に把握した上で、どの断熱等性能等級に対応しているかを照合し、対応する断熱等性能等級とする。</p>
--	---

④ 現地調査又は建築年数による確認

(i) 現地調査による確認

①から③によって確認することができない場合は、現地調査により、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等（別表3の7地域若しくは8地域である場合にあっては天井等のみ）における断熱材の施工について、スイッチ、コンセント等目視しやすい所を各部位ごとに1箇所ずつ（外壁にあっては異なる方位について2箇所）確認し、確認した箇所の全てにおいて断熱材の施工が認められる場合は等級2、その他の場合は等級1とする。

(ii) 建築年数による確認

検査済証等から築年数が把握できる場合には、当該検査済証等の記載から改修前の住宅の断熱等性能等級を推定することとする。具体的には、住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事における改修前の住宅の等級の確認においては、過去の断熱改修の有無を申請者に確認した上で、改修が行われていない場合には昭和55年以前に建築された住宅については等級1、昭和55年から平成3年までに建築された住宅については等級2、平成4年から平成27年までに建築された住宅については等級3とみなして差支えないこととする。

(7) 第6号工事における改修後の住宅の断熱等性能等級の確認

建築士等は、申請者が、住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事について、居室の窓の改修工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を除く。）を行うことにより、住宅ローン控除制度の適用を受けようとする場合又は住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事について、居室の窓の改修工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を除く。）を行い、住宅全体の省エネ性能について、断熱等性能等級が等級4以上又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となることにより、住宅ローン控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、改修後の住宅全体の省エネ性能について、住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事については、断熱等性能等級が1段階相当以上向上すること、住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事については、断熱等性能等級が等級4以上又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となることにつき確認を行うものとする。

① 建設住宅性能評価書

(iv) 現地調査による確認

(i)から(iii)によって確認することができない場合は、現地調査により、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等（地域区分が別表3-1のV地域若しくはVI地域である場合、別表3-2の7地域若しくは8地域である場合又は別表3-3の7地域若しくは8地域である場合にあっては天井等のみ）における断熱材の施工について、スイッチ、コンセント等目視しやすい所を各部位ごとに1箇所ずつ（外壁にあっては異なる方位について2箇所）確認し、確認した箇所の全てにおいて断熱材の施工が認められる場合は等級2、その他の場合は等級1とする。

(6) 第6号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等における改修後の住宅の断熱等性能等級又は一次エネルギー消費量等級の確認

建築士等は、申請者が、第6号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等について、居室の窓の改修工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を除く。）を行い、住宅全体の省エネ性能について、断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となることにより、増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度、省エネ改修促進税制又は省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、改修後の住宅全体の省エネ性能について、断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となることにつき確認を行うものとする。

① 建設住宅性能評価書

<p>② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第23号）に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る通知書</p> <p>(8) 同居特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</p> <p>建築士等は、申請者が同居特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、<u>20.</u>の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。</p> <p>① 工事費内訳書その他の多世帯同居改修工事等費用の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>③ <u>グリーン住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（グリーン住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）</u> ポイント通知はがきが届いていない場合等には、<u>グリーン住宅ポイント</u>の申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により<u>グリーン住宅ポイント数</u>を算定する。 なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。</p> <p>(9) 耐久性向上特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</p> <p>建築士等は、申請者が耐久性向上特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、<u>20.</u>の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。</p> <p>① 工事費内訳書その他の対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等若しくは耐久性向上改修工事等の費用の額並びにこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>③ <u>グリーン住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（グリーン住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）</u> ポイント通知はがきが届いていない場合等には、<u>グリーン住宅ポイント</u>の申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により<u>グリーン住宅ポイント数</u>を算定する。</p>	<p>② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第23号）に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る通知書</p> <p>(7) <u>同居改修促進税制及び同居特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</u></p> <p>建築士等は、申請者が<u>同居改修促進税制又は同居特定改修特別控除制度</u>の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、<u>19.</u>の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。</p> <p>① 工事費内訳書その他の多世帯同居改修工事等又は<u>特定多世帯同居改修工事等</u>の費用の額及びこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>③ <u>次世代住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（次世代住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）</u> ポイント通知はがきが届いていない場合等には、<u>次世代住宅ポイント</u>の申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により<u>次世代住宅ポイント数</u>を算定する。 なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。</p> <p>(8) <u>耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</u></p> <p>建築士等は、申請者が<u>耐久性向上改修促進税制又は耐久性向上特定改修特別控除制度</u>の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、<u>19.</u>の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。</p> <p>① 工事費内訳書その他の<u>特定断熱改修工事等若しくは特定耐久性向上改修工事等</u>又は対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等若しくは耐久性向上改修工事等の費用の額並びにこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>③ <u>次世代住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（次世代住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）</u> ポイント通知はがきが届いていない場合等には、<u>次世代住宅ポイント</u>の申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により<u>次世代住宅ポイント数</u>を算定する。</p>
--	--

なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

(10) 耐久性向上改修工事等が認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることの確認に必要な書類

建築士等は、申請者が耐久性向上特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる①の書類又はその写しと②の書類又はその写しとを照らし合わせる（必要に応じて現地調査）によって、耐久性向上改修工事等が認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることを確認することとする。

① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る申請書及びその添付図書並びに通知書

② 工事請負契約書

(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ 増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ 増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

なお、上記①の通知書が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の変更の認定に基づくものである場合は、建築士等は当該住宅について過去に認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事（新築又は増改築）が行われていないことを確認する必要がある。

24. 増改築等工事証明書の記載事項についての留意点

(1) 工事の内容の欄には、

イ 工事を行った家屋の部分

ロ 工事面積

ハ 工法

ニ 1. (1)②(iv)又は1. (2)②(iv)の工事にあつては、遮音のための性能を向上させるために使用した材料

ホ 1. (1)②(iv)又は1. (2)②(iv)の工事にあつては、修繕又は模様替を行う前及び行った後の熱伝達抵抗 R_t の値

ヘ 1. (1)④、1. (2)④、2. の工事にあつては、耐震改修工事の内容

ト 1. (1)⑤、1. (2)⑤、3. の工事にあつては、バリアフリー改修工事の内容

チ 1. (1)⑥、1. (2)⑥、4. の工事にあつては、省エネ改修工事の内容

なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

(9) 特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等が認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることの確認に必要な書類

建築士等は、申請者が耐久性向上改修促進税制又は耐久性向上特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる①の書類又はその写しと②及び③の書類又はその写しとを照らし合わせる（必要に応じて現地調査）によって、耐久性向上改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等が認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることを確認することとする。

① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る申請書及びその添付図書並びに通知書

② 工事請負契約書

(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ 増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ 増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

なお、上記①の通知書が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の変更の認定に基づくものである場合は、建築士等は当該住宅について過去に認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事（新築又は増改築）が行われていないことを確認する必要がある。

23. 増改築等工事証明書の記載事項についての留意点

(1) 工事の内容の欄には、

イ 工事を行った家屋の部分

ロ 工事面積

ハ 工法

ニ 1. (2)④の工事にあつては、遮音のための性能を向上させるために使用した材料

ホ 1. (2)④の工事にあつては、修繕又は模様替を行う前及び行った後の熱伝達抵抗 R_t の値

ヘ 1. (4)、2. の工事にあつては、耐震改修工事の内容

ト 1. (5)、3. の工事にあつては、バリアフリー改修工事の内容

チ 1. (6)、4. の工事にあつては、省エネ改修工事の内容

<p>リ 1. (2)⑦の工事にあつては、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事の内容</p> <p>ヌ 5. の工事にあつては、同居改修工事の内容</p> <p>ル 6. の工事にあつては、耐久性向上改修工事の内容</p> <p>等について当該工事が<u>令第 26 条第 33 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号、令第 26 条の 28 の 5 第 15 項、第 16 項、第 18 項、第 20 項、第 22 項若しくは第 23 項又は令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号若しくは第 7 号</u>に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>(2) <u>上記 19. (2)の工事費要件を満たす特定増改築等を行った場合は、法第41条第 1 項に規定する特定増改築等に要した費用の額、上記 19. (2)①の工事費要件を満たす第 1 号工事～第 6 号工事を行った場合の費用の額及び上記 19. (2)②、③、④又は⑤の工事費要件を満たす第 4 号工事、第 5 号工事、第 6 号工事又は第 7 号工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、特定増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、これらの工事の金額は、当該特定増改築等の費用の額に、特定増改築等に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の特定増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。</u></p> <p>(3) 住宅耐震改修を行った場合は、法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、住宅耐震改修の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。</p> <p>(4) <u>上記 20. (1)の工事費要件を満たす高齢者等居住改修工事等を行った場合は、法第 41 条の 19 の 3 第 1 項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。</u></p> <p>(5) <u>上記 20. (2)の工事費要件を満たす一般断熱改修工事等を行った場合は、法第 41 条の 19 の 3 第 2 項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認し</u></p>	<p>リ 5. の工事にあつては、同居改修工事の内容</p> <p>ヌ 6. の工事にあつては、耐久性向上改修工事の内容</p> <p>等について当該工事が<u>令第 26 条第 28 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号、令第 26 条の 4 第 4 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項若しくは第 19 項又は第 26 条の 28 の 5 第 14 項、第 15 項、第 17 項、第 19 項、第 21 項若しくは第 22 項</u>に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>(2) 住宅耐震改修を行った場合は、法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、住宅耐震改修の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。</p> <p>(3) <u>上記 19. (1)の工事費要件を満たす高齢者等居住改修工事等を行った場合は、法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は法第 41 条の 19 の 3 第 1 項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。</u></p> <p>(4) <u>上記 19. (2)の工事費要件を満たす断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等を行った場合は、法第 41 条の 3 の 2 第 1 項若しくは第 5 項</u></p>
--	---

た内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、一般断熱改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

また、法第41条の19の3第10項第1号に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、当該改修工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額となることに留意する。

(6) 上記20.(3)の工事費要件を満たす多世帯同居改修工事等を行った場合は、法第41条の19の3第3項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、多世帯同居改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

(7) 上記20.(4)の工事費要件を満たす対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等又は耐久性向上改修工事等を行った場合は、法第41条の19の3第4項、第5項若しくは第6項の工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等又は耐久性向上改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

(8) 申請に当たっては、当該増改築等工事証明書のうち、①証明申請者の住所及び氏名、家屋番号及び所在地並びに工事完了年月日の記載のある1頁目、②当該申請に係る頁、並びに③証明年月日及び証明者の氏名等の記載のある証明書末尾の2頁を提出することとする。このため、当該証明書の発行に当たっては、当該申請に係らないことが明らかな部分には斜線を施すなど、当該申請に係

に規定する増改築等又は法第41条の19の3第3項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

また、法第41条の19の3第11項第1号に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、当該改修工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額となることに留意する。

(5) 上記19.(3)の工事費要件を満たす特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等を行った場合は、法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等又は法第41条の19の3第5項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

(6) 上記19.(4)の工事費要件を満たす特定断熱改修工事等若しくは特定耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等若しくは耐久性向上改修工事等を行った場合は、法第41条の3の2第1項若しくは第5項に規定する増改築等又は法第41条の19の3第6項、第7項若しくは第8項の工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうち当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、特定断熱改修工事等若しくは特定耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等若しくは耐久性向上改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

(7) 申請に当たっては、当該増改築等工事証明書のうち、①証明申請者の住所及び氏名、家屋番号及び所在地並びに工事完了年月日の記載のある1頁目、②当該申請に係る頁、並びに③証明年月日及び証明者の氏名等の記載のある証明書末尾の2頁を提出することとする。このため、当該証明書の発行に当たっては、当該申請に係らないことが明らかな部分には斜線を施すなど、当該申請に係

る部分が明確になるようにする必要がある。特に、住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度に係る申請を行わないことが明らかな場合は、1頁目の住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度に係る部分に斜線を施すなどの必要があることに留意する。

25. 建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

26. 固定資産税額の減額措置に係る証明について

(1)住宅耐震改修若しくは住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第4号工事をした既存住宅、(2)住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事若しくは一般断熱改修工事等をした既存住宅又は(3)対象住宅耐震改修若しくは対象一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等をした既存住宅については、それぞれに対応する固定資産税額の減額措置の適用対象となる場合がある。このため、(1)耐震改修特別控除制度若しくは第4号工事に係る住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度、(2)当該第6号工事に係る住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度又は(3)耐久性向上特定改修工事特別控除制度に係る証明と併せて、それぞれに対応する固定資産税額の減額措置に係る証明も行うなど、申請者の利便性の観点から配慮願いたい（固定資産税額の減額措置に関する証明の方法については、令和4年4月1日付け国住政第7号・国住生第7号・国住指第6号参照）。

なお、税務署又は市町村等に提出する増改築等工事証明書については、その写しを用いることはできないため、上記(1)から(3)までの制度に係る証明と併せて固定資産税額の減額措置に係る証明を行う場合、増改築等工事証明書を2通発行する必要があることに留意する。

27. 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例等に係る証明について

特定増改築等をした既存住宅については、(1)法第74条の3に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例、(2)地方

る部分が明確になるようにする必要がある。特に、増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度に係る申請を行わないことが明らかな場合は、1頁目の増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度に係る部分に斜線を施すなどの必要があることに留意する。

24. 建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

25. 固定資産税額の減額措置に係る証明について

今般、昭和63年建設省告示第1274号、平成18年国土交通省告示第466号及び平成20年国土交通省告示第516号の改正により、既存住宅の耐震改修又は熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）をした場合の固定資産税額の減額措置に関する証明書（建築士等が発行するものに限る。）が、増改築等工事証明書に統合された。

この点、(1)住宅耐震改修若しくは第4号工事をした既存住宅、(2)第6号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等若しくは一般断熱改修工事等をした既存住宅又は(3)特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等若しくは対象住宅耐震改修若しくは対象一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等をした既存住宅については、それぞれに対応する固定資産税額の減額措置の適用対象となる場合がある。このため、(1)耐震改修特別控除制度若しくは第4号工事に係る住宅ローン控除制度、(2)当該第6号工事に係る住宅ローン控除制度、省エネ改修促進税制若しくは省エネ特定改修工事特別控除制度又は(3)耐久性向上改修促進税制若しくは耐久性向上特定改修工事特別控除制度に係る証明と併せて、それぞれに対応する固定資産税額の減額措置に係る証明も行うなど、申請者の利便性の観点から配慮願いたい（固定資産税額の減額措置に関する証明の方法については、平成29年4月7日付け国住政第5号・国住生第21号・国住指第29号参照）。

なお、税務署又は市町村等に提出する増改築等工事証明書については、その写しを用いることはできないため、上記(1)から(3)までの制度に係る証明と併せて固定資産税額の減額措置に係る証明を行う場合、増改築等工事証明書を2通発行する必要があることに留意する。

税法附則第11条の4第4項に規定する改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例の適用対象となる場合がある。また、増改築等工事証明書の様式は、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(昭和59年建設省住民発第32号。以下「登録免許税特例通知」という。)及び「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置にあたっての要件の確認について」(平成27年4月1日付け国住政第115号)において、これらの特例の適用対象となる上で必要な、法第74条の3第2項に規定する増改築等をしたことを証する書類又は地方税法施行令附則第9条の3第1項第1号に規定する増改築等をしたことを証する書類の様式として認められることとされている。一方で、買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用に必要な証明書類としては、登録免許税特例通知別表第5の様式は認められず、増改築等工事証明書の様式のみが認められることとなるため、これらの特例とあわせて買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用を受けようとする申請者に対しては、増改築等工事証明書の様式により増改築等工事証明書が発行されることが望ましい。

なお、税務署、都道府県又は市町村等に提出する増改築等工事証明書については、その写しを用いることはできないため、これらの特例に係る証明を同時に行う場合、増改築等工事証明書を最大3通発行する必要があることに留意する。

別表1 地域別断熱材の必要厚さ

(別表3の1及び2地域)

(略)

(別表3の3地域)

(略)

(別表3の4、5、6及び7地域)

(略)

(別表3の8地域)

(略)

別表1 地域別断熱材の必要厚さ

※平成29年3月31日以前に居住の用に供した場合には、表中「土間床等の外周部分の基礎」とあるのは「土間床等の外周部」とする。

(別表3-2の1及び2地域又は別表3-3の1及び2地域)

(略)

(別表3-2の3地域又は別表3-3の3地域)

(略)

(別表3-2の4、5、6及び7地域又は別表3-3の4、5、6及び7地域)

(略)

(別表3-2の8地域又は別表3-3の8地域)

(略)

別表2 地域別断熱材の必要厚さ

(鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法)

(別表3の1及び2地域)

(略)

(別表3の3地域)

(略)

(別表3の4、5、6、7及び8地域)

(略)

(削る)

(削る)

別表3 地域区分 (令和元年11月16日以降居住の用に供する場合)

(略)

別表4 改修を行うべき部位の組み合わせ

(別表3の1及び2地域)

(略)

(別表3の3地域)

(略)

別表2 地域別断熱材の必要厚さ

(鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法)

(別表3-2の1及び2地域又は別表3-3の1及び2地域)

(略)

(別表3-2の3地域又は別表3-3の3地域)

(略)

(別表3-2の4、5、6、7及び8地域又は別表3-3の4、5、6、7及び8地域)

(略)

別表3-1 地域の区分 (平成25年10月1日までに居住の用に供する場合)

(略)

別表3-2 地域区分 (平成25年10月1日以降令和元年11月15日までに居住の用に供する場合)

(略)

別表3-3 地域区分 (令和元年11月16日以降居住の用に供する場合。ただし、令和3年3月31日までに居住の用に供する場合には、別表3-2によることができる。)

(略)

別表4 改修を行うべき部位の組み合わせ

(別表3-2の1及び2地域又は別表3-3の1及び2地域)

(略)

(別表3-2の3地域又は別表3-3の3地域)

(略)

(別表3の4地域)
(略)

(別表3の5及び6地域)
(略)

(別表3の7地域)
(略)

(別表3の8地域)
(略)

※1 []内の数字は、増改築等工事証明書中、「第6号工事」の「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄における工事の種別の番号に対応している。

※2 別表3の1地域から7地域において、「窓①[1]」は12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を、「窓②[2]」は同表の①ロの全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事を、「窓③[3]」は同表の①ハの全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事を、「天井[4]」は同表の②の工事を、「壁[5]」は同表の③の工事を、「床[6]」は同表の④の工事をいう。

※3 別表3の8地域において、「窓[1]」は、12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事をいう。

※4 「壁[5]」を含まない工事については、「天井[4]」又は「床[6]」（「天井」及び「床」の両方を含む工事については「天井」又は「床」のいずれか一方）を「壁」に読み替えることができる。

※5 表中の各組み合わせと併せて、当該組み合わせにない「天井」、「壁」又は「床」の工事を行うことができる。

別表5-1 旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資物件に係る断熱等性能等級の対応

融資申込年度	等級2相当	等級3相当
昭和55年度～63年度	断熱構造化工事割増融資	

(別表3-2の4地域又は別表3-3の4地域)
(略)

(別表3-2の5及び6地域又は別表3-3の5及び6地域)
(略)

(別表3-2の7地域及び別表3-3の7地域)
(略)

(別表3-2の8地域及び別表3-3の8地域)
(略)

※1 []内の数字は、増改築等工事証明書中、「第6号工事」及び「特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）」の「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄及び「断熱改修工事等（省エネ改修工事：1%控除分）」の欄における工事の種別の番号に対応している。

※2 別表3-2の1地域から7地域又は別表3-3の1地域から7地域において、「窓①[1]」は12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を、「窓②[2]」は同表の①ロの全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事を、「窓③[3]」は同表の①ハの全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事を、「天井[4]」は同表の②の工事を、「壁[5]」は同表の③の工事を、「床[6]」は同表の④の工事をいう。

※3 別表3-2の8地域又は別表3-3の8地域において、「窓[1]」は、12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事をいう。

※4 「壁[5]」を含まない工事については、「天井[4]」又は「床[6]」（「天井」及び「床」の両方を含む工事については「天井」又は「床」のいずれか一方）を「壁」に読み替えることができる。

※5 表中の各組み合わせと併せて、当該組み合わせにない「天井」、「壁」又は「床」の工事を行うことができる。

別表5-1 旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資物件に係る断熱等性能等級の対応

融資申込年度	等級2相当	等級3相当
昭和55年度～63年度	断熱構造化工事割増融資	

平成元年度	公庫融資の要件（別表5-2に掲げる地域については、断熱構造化工事割増融資を利用したものに限る。）	
平成2年度～平成3年度	公庫融資の要件	
平成4年度～平成8年9月		省エネルギー断熱工事割増融資
平成8年10月～平成10年度		次のいずれか ① 省エネルギー断熱工事割増融資 ② 基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）
平成11年度～平成18年度		次のいずれか ① 省エネルギー住宅工事（一般型）割増融資 ② 基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）
平成15年度～	フラット35の融資要件	—

※1 上表を適用できるのは旧住宅金融公庫融資住宅のうち、融資種別が次のもの一般個人新築住宅・建売住宅・団地住宅（公社分譲・優良分譲）

※2 確認する帳票類は、次のものとする。

設計審査に関する通知書・現場審査に関する通知書適格認定に関する通知書（建売住宅の場合に限る）募集パンフレット（団地住宅の場合に限る）適合証明書（新築住宅）（「フラット35Sを適用する基準」欄の「省エネルギー性」にチェックが無いものに限る。）

※3 別表5-3に掲げる地域に存する住宅のうち、平成13年度までに借入申込があった物件については、上表を適用できない。

別表5-2 平成2年度から断熱工事が住宅金融公庫融資の要件となった県

富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別表5-3 断熱地域区分について、平成11年省エネルギー基準よりも緩和側で異なっていた地域（平成13年度まで）

以下の地域に存する住宅で、平成13年度までに旧住宅金融公庫融資の申込を行った物件については、早見表のみでは所要の省エネルギー性能（等級2相当及び等級3相当）の有無を判断することはできない。

平成元年度	公庫融資の要件（別表4-2に掲げる地域については、断熱構造化工事割増融資を利用したものに限る。）	
平成2年度～平成3年度	公庫融資の要件	
平成4年度～平成8年9月		省エネルギー断熱工事割増融資
平成8年10月～平成10年度		次のいずれか ① 省エネルギー断熱工事割増融資 ② 基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）
平成11年度～平成18年度		次のいずれか ① 省エネルギー住宅工事（一般型）割増融資 ② 基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）
平成15年度～	フラット35の融資要件	—

※1 上表を適用できるのは旧住宅金融公庫融資住宅のうち、融資種別が次のもの一般個人新築住宅・建売住宅・団地住宅（公社分譲・優良分譲）

※2 確認する帳票類は、次のものとする。

設計審査に関する通知書・現場審査に関する通知書適格認定に関する通知書（建売住宅の場合に限る）募集パンフレット（団地住宅の場合に限る）適合証明書（新築住宅）（「フラット35Sを適用する基準」欄の「省エネルギー性」にチェックが無いものに限る。）

※3 別表5-3に掲げる地域に存する住宅のうち、平成13年度までに借入申込があった物件については、上表を適用できない。

別表5-2 平成2年度から断熱工事が住宅金融公庫融資の要件となった県

富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別表5-3 断熱地域区分について、平成11年省エネルギー基準よりも緩和側で異なっていた地域（平成13年度まで）

下記の地域に存する住宅で、平成13年度までに旧住宅金融公庫融資の申込を行った物件については、早見表のみでは所要の省エネルギー性能（等級2相当及び等級3相当）の有無を判断することはできない。

①過去は断熱地域区分が「II地域」であったが、別表3-1では「I地域」となっている地域

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
 岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

埼玉県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧高神村に限る。)

東京都 奥多摩町

愛知県 豊田市(旧稲武町に限る。)

兵庫県 養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)

奈良県 奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村

和歌山県 かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町

鳥取県 倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
 岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

② 過去は断熱地域区分が「Ⅲ地域」であったが、別表3-1では「Ⅱ地域」となっている地域

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

③ 過去は断熱地域区分が「Ⅳ地域」であったが、別表3-1では「Ⅲ地域」となっている地域

埼玉県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧高神村に限る。)

東京都 奥多摩町

愛知県 豊田市(旧稲武町に限る。)

兵庫県 養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)

奈良県 奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村

和歌山県 かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町

鳥取県 倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)

<p>岡山県 津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)</p> <p>広島県 府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町</p> <p>徳島県 三好市(旧東祖谷山村に限る。)</p> <p>高知県 いの町(旧本川村に限る。)</p> <p>宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>鹿児島県 大口市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、菱刈町、湧水町</p> <p>※ 備考 イ 上に掲げる区域は平成18年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。 ロ 括弧内に記載する区域は平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。</p>	<p>岡山県 津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)</p> <p>広島県 府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町</p> <p>徳島県 三好市(旧東祖谷山村に限る。)</p> <p>高知県 いの町(旧本川村に限る。)</p> <p>④過去は断熱地域区分が「V地域」であったが、別表3-1では「IV地域」となっている地域</p> <p>宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>鹿児島県 大口市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、菱刈町、湧水町</p> <p>※ 備考 イ 上に掲げる区域は平成18年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。 ロ 括弧内に記載する区域は平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。</p>
--	---